

いしかわの献血

(令和6年度石川県献血概況)

石 川 県

目 次

1	血液事業の概要	1
2	本県の献血推進事業	3
	（1）献血推進等組織	3
	（2）献血受入体制	4
	（3）血液確保対策	5
	（4）愛の血液助け合い運動	5
	（5）血液製剤の使用適正化の推進	8
3	本県の献血状況	9
	（1）年度別献血者数の推移	9
	（2）月別献血者数の推移	11
	（3）男女別、年齢別、職業別、種類別献血者数の推移	12
	（4）受入施設別献血者数の推移	13
	（5）市町及び保健所別献血状況	14
	（6）高校生献血の状況	15
	（7）令和6年度の献血不適格者の状況	15
	（8）令和6年度の血液検査不合格者の状況	16
	（9）献血者に対する検査サービス	16
4	本県の血液製剤の製造及び供給状況	19
	（1）年度別血液製剤供給の推移	20
	（2）血液製剤供給状況	21
	（3）血液製剤の需給状況	22
資 料 編		
1	都道府県別献血状況（令和6年）	23
2	厚生労働大臣表彰状・感謝状贈呈団体一覧	24
3	採血基準	28
4	石川県の血液事業のあゆみ	29
5	石川県献血推進協議会運営要領	34
6	石川県献血者登録制度推進事業実施要綱	35
7	石川県合同輸血療法委員会設置要綱	37
8	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律	39
9	輸血医療の安全性確保のための総合対策報告書の概要（平成16年7月）	47

1 血液事業の概要

わが国の血液事業は、戦後間もなく民間、日本赤十字社及び公立の血液銀行によって始められた。しかし、その大部分は売血に依存したものであり、「黄色い血」と呼ばれ、輸血用血液の品質低下、輸血後肝炎の発症などの弊害が起こり、大きな社会問題となった。このため、昭和39年8月に政府は血液の供給がすべて献血により確保される体制を確立することを目的として、「献血の推進について」の閣議決定を行い、今日まで、国、地方公共団体及び日本赤十字社の三者が一体となって献血の推進に努めてきた。

「 献 血 の 推 進 に つ い て 」

昭和39年8月21日

閣 議 決 定

政府は、血液事業の現状にかんがみ、可及的速やかに保存血液を献血により確保する体制を確立するため、国及び地方公共団体による献血思想の普及と献血の組織化を図るとともに、日本赤十字社または地方公共団体による献血受入体制の整備を推進するものとする。

この結果、国民の献血に対する理解が深まり、昭和49年以降輸血用血液製剤については、すべてが献血によって賄われるようになった。しかし、血漿分画製剤については、需要が急速に高まり、製品・原料ともにその大部分を輸入に依存していた。このため、WHOや国際赤十字連盟から「自国で必要とする血液は自国で確保すべし」との勧告を受け、また、HIV（エイズウイルス）の侵入等憂慮すべき事態への対応策として昭和61年4月1日から新採血基準が導入され、200mL献血に加えて、400mL献血及び成分献血が実施された。

また、平成元年9月及び平成2年12月に「新血液事業推進検討委員会」の報告を受け、血漿分画製剤を含むすべての血液製剤を献血により確保するという目的の達成に向け、献血推進を図ってきた。この結果、平成5年以降血液凝固因子製剤については、一部の特殊な製剤を除いて国内献血で自給できるようになった。しかし、令和4年度においても、アルブミン製剤は32.7%を、免疫グロブリン製剤は17.2%を未だに輸入に依存している現状にある。

血液製剤の国内自給を目指すもう一方の取り組みとして、医療機関における血液製剤の適正使用を推進するとともに、輸血の安全性を確保するため、昭和61年8月に「血液製剤使用適正化ガイドライン」、平成元年9月に「輸血療法適正化に関するガイドライン」が策定された。さらに、輸血療法の進歩や現状を踏まえ、平成11年6月に新たに「血液製剤の使用指針」及び「輸血療法の実施に関する指針」が策定され、平成17年9月に全面改定、令和2年3月に一部改正が行われた。現在、血液製剤の使用及び輸血療法の適正化の推進のため、これらの指針の周知徹底に努めている。

また、血液行政の総合的な見直しの検討を行っていた「血液行政の在り方に関する懇談会」

の報告書が平成12年12月に最終報告書としてまとめられた。この報告書を受けて、平成14年4月5日に「薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律案」が第154回通常国会に提出され、7月25日に可決成立し、7月31日に公布され、1年間の猶予期間を経た平成15年7月30日から「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」に法律名を改め施行された。

血液製剤の安定供給及び安全性確保について、このような取り組みが進められたところであるが、平成15年6月に、献血された血液の感染性ウイルス検査に最新の検査技術（核酸増幅検査（NAT））を導入しても、ウイルスを完全に排除することは不可能であることが明らかにされ、平成16年7月に取りまとめられた「輸血医療の安全性確保のための総合対策」に基づき、輸血用血液製剤の検査・製造体制を充実させるのみでなく、献血時における安全な血液の確保や適正使用の推進等を総合的に実施し、より安全、安心な輸血医療を行うための取り組みが進められている。

一方、平成18年10月から、日本赤十字社において献血により健康被害を負った方に対して一定額の補償を行う「献血者健康被害救済制度」の運用が始まったほか、平成23年4月に、若年層における一層の献血推進を目的として採血基準の改正が行われ、男性に限り17歳から400mL献血が可能になった。

2 本県の献血推進事業

本県の血液事業は、(財)北陸血清製造所が昭和27年に保存血液の製造許可を受け、有償方式により血液銀行を併設したことに始まる。当初は、直接輸血の方式が存続し、保存血液の利用が低調で製造量も僅少であったが、保存血液の優位性のPRと需要の開拓努力により、その製造量は急増した。

さらに、昭和39年8月の「献血の推進について」の閣議決定を受け、本県においても血液受入機関の整備が行われ、昭和40年1月から献血による採血が開始された。

また、昭和40年3月に第1回献血推進協議会が開催され、同協議会を中心として市町村献血推進協議会、県内の事業所や地域等における献血組織の結成等各種団体の協力と県民の理解により、有償血から献血へ徐々に転換し、昭和46年度には保存血液をすべて献血で賄うことができるようになり、以後現在に至るまで順調に進展している。

(1) 献血推進等組織

ア 石川県献血推進協議会

本県では、知事を会長に、医療関係者及び各種団体の代表者(30人以内)をもって構成する石川県献血推進協議会を開催し、献血の啓発活動、血液製剤の需給計画、献血組織の育成等について協議を行っている。

イ 事業所、地域等の献血組織

県内の事業所や地域等の団体による各種の献血組織が結成され、献血の推進に多大な貢献をしている。この他にも全国規模の大企業等では、県内の支店、出張所、工場等を網羅した献血組織を結成している。

ウ さちしお会

Rh(-)型の血液をもつ人たちが相互扶助の精神から昭和41年9月に「さちしお会」を結成し、入手困難なRh(-)型血液の確保に協力している。

(令和7年3月末日現在の会員数は815名である。)

エ 献血啓発に対するボランティア活動

献血啓発に対するボランティア活動は、令和6年度においては表1のとおりであったが、より多くの献血者を確保するため、さらに積極的な活動が期待されている。

表1 令和6年度ボランティア協力状況

団 体	ボランティア名	会員数	協力回数
		人	回
	石川県婦人団体協議会	23,000	11
	天理教石川教区	60	2
	石川県青年赤十字奉仕団	51	3
	石川県学生献血推進委員会	128	12
	青少年赤十字（JRC）	46,991	2
	計	70,230	30

(2) 献血受入体制

石川県赤十字血液センター（以下「県赤十字血液センター」という。）では、移動採血車3台を配置し、街頭献血及び県内の事業者や地域の団体等からの申込みに応え、献血を実施している。さらに、県赤十字血液センターの出張所を武蔵ヶ辻及び県庁前に開設し、献血を受入れている。

※平成28年10月に、県赤十字血液センターが鞍月東より藤江北に移転したことにより、同年11月から、従前の県赤十字血液センターは、県庁前出張所「献血ルーム くらつき」に名称変更し、引き続き献血業務を行っている。

表2 献血受入施設

令和7年4月1日現在

名 称	場 所	受 付 時 間						
		月	火	水	木	金	土	
献血ルーム くらつき 県赤十字血液センター 県庁前出張所	金沢市鞍月東1-1 TEL (076)237-3745	全血献血	9:00~11:40				全血献血	8:30~11:40
			13:00~16:45					13:00~16:15
		成分献血	9:00~11:00				成分献血	8:30~11:00
			13:00~16:00					13:00~15:30
献血ルーム ル・キューブ 県赤十字血液センター 武蔵ヶ辻出張所	金沢市袋町1-1 かなざわはこまち3階 TEL (076)220-1655	日					土	
		全血献血	10:00~12:30	13:50~18:00				
		成分献血	10:00~12:00	13:50~17:00				

◎定休日 献血ルーム くらつき : 日曜日・祝日

献血ルーム ル・キューブ : 月曜日 (祝日の場合開設)

(3) 血液確保対策

ア 献血思想の普及

年間を通じて報道機関の協力を得て献血思想の普及啓発を図るとともに、令和6年度も県内運行バス366台に車内広告を掲載した。また、啓発用パンフレット2,500部を作成し、市町、関係団体を通して県民に配布し、献血に対する理解と協力を求めた。

イ 会議の開催

石川県献血推進協議会（書面開催） 令和7年2月6日
 市町及び保健福祉センター献血業務担当課長会議 令和6年4月9日

ウ 献血Web会員サービス「ラブラッド」の登録推進

平成30年10月、安定的に献血者を確保し、献血者の利便性を向上させるため、これまでの献血者登録制度をリニューアルし、新たに献血Web会員サービス「ラブラッド」の運用を開始した。

表3 Web会員登録者数 (単位：人)

血液型 年度	A型	B型	O型	AB型	計
令和6年度	10,408	6,271	8,725	2,934	28,338

(4) 愛の血液助け合い運動

ア 令和6年7月1日から31日までの1か月間「愛の血液助け合い運動」を実施し、関係団体等の協力を得て献血の普及啓発に努めた。期間中は、移動献血を41回行い、1,638人の献血があった。

また、7月29日に県庁4階特別会議室において、献血成績優良団体等に対する厚生労働大臣表彰状・感謝状の伝達及び知事感謝状の贈呈を行った。

(ア) 厚生労働大臣表彰状及び感謝状

- ・厚生労働大臣表彰状（1団体） 金沢市早朝野球協会
- ・厚生労働大臣感謝状（4団体） イオンリテール株式会社 イオン小松店
小松電子株式会社
中能登ライオンズクラブ
北陸電力送配電株式会社 石川支社 金沢電力部

(イ) 知事感謝状

- ・献血成績優良団体（2団体） 学校法人阿弥陀寺教育学園
国際医療福祉専門学校 七尾校
株式会社イーピーエム・コーポレーション
- ・献血推進功労者（1団体） のみ商業協同組合
- ・献血成績優良者（80回以上献血） 91名
- ・献血目標達成市町 7市町

(ウ) 日本赤十字社有功賞

- ・銀色有功賞（3団体）
（活動継続年数15年以上）

金沢南ライオンズクラブ
小松マテーレ健康保険組合
大同工業株式会社

(エ) 日本赤十字社石川県支部長感謝状

- ・献血団体金色枠（4団体）
（活動継続年数10年以上）

内灘町赤十字奉仕団
社会医療法人財団 董仙会 恵寿金沢病院
津幡町赤十字奉仕団
北陸コカ・コーラボトリング株式会社
石川マーケットサービスセンター

- ・献血団体銀色枠（5団体）
（活動継続年数5年以上）

石川県管工事協同組合 青年部会
株式会社 笠間製本印刷
株式会社PLANT SUPER CENTER PLANT-3 川北店
公益財団法人 金沢市スポーツ事業団
能都ロータリークラブ

イ 年末年始は休日が続き、一時的に血液の不足が懸念されるため、県では令和6年12月20日から令和7年1月19日までを「年末年始 愛の血液助け合い運動」の期間とし、献血の普及啓発に努めた。期間中、移動献血を33回行い、1,657人の献血があった。

また、県内の中学生から募集した献血ポスターコンクールの優秀作品について、12月25日に県庁4階特別会議室において知事表彰を行うとともに、県庁、デパート及び献血ルームでこれら優秀作品の展示を行った。

○献血ポスターコンクール

・応募状況

県内中学校 17校 140点

・審査結果

金賞 1名、銀賞 3名、銅賞 6名、佳作 10名、入選 20名

・上位入賞作品

🏆 金賞（1名）



銀賞（3名）



銅賞（6名）



・ 入選作品展

- 12月20日～12月25日 県庁19階展望ロビー（金沢市鞍月1-1）
- 12月26日～1月7日 献血ルーム ル・キューブ（金沢市袋町1-1 かなざわはこまち3階）
- 1月8日～1月22日 香林坊大和8階（金沢市香林坊1-1-1）

ウ 令和7年1月1日から同年2月29日までを「はたちの献血」キャンペーン期間として若者を中心に献血の普及啓発に努めた。また、市町の協力のもと、成人式会場において献血啓発資材及びリーフレットを新成人に配布した。

(5) 血液製剤の使用適正化の推進

血液製剤の適正使用及び輸血療法の安全性を確保するため、平成17年9月に「血液製剤の使用指針」及び「輸血療法の実施に関する指針」が全面改定され、また令和2年3月に一部改正が行われ、医療機関に対してその周知徹底に努めている。

平成23年5月11日には「血液製剤使用適正化協議会」を発展的に改組した「石川県合同輸血療法委員会」を設置した。本委員会では、県内各医療機関の輸血医療・地域特性の問題点の理解、輸血関連施設・行政間の連携強化と相互理解、輸血医療の質向上と均てん化を目的として活動を行っており、令和6年度については、令和6年5月23日及び令和7年3月6日に石川県合同輸血療法委員会を開催し、令和6年8月24日に金沢講演会を実施した。

3 本県の献血状況

(1) 年度別献血者数の推移

昭和40年1月に県赤十字血液センターが業務を開始して以来、年度ごとに献血目標を策定し、推進運動を進めてきた。

令和6年度においては、献血目標45,800人に対して45,840人の献血があり、うち400mL献血は27,136人、成分献血は17,016人、200mL献血は1,688人であった。

表4 年度別献血目標及び達成数

年度	献血目標 (人)	献血者数 (人)	内 訳 (人)			目標達成率 (%)
			200mL献血	400mL献血	成分献血	
昭和 39	-	424	424	-	-	-
40	7,500	5,638	5,638	-	-	75.2
41	13,500	14,222	14,222	-	-	105.3
42	20,000	18,892	18,892	-	-	94.5
43	25,000	22,287	22,287	-	-	89.1
44	25,000	25,417	25,417	-	-	101.7
45	25,000	27,656	27,656	-	-	110.6
46	25,000	31,315	31,315	-	-	125.3
47	27,000	34,762	34,762	-	-	128.7
48	30,000	37,211	37,211	-	-	124.0
49	32,000	40,414	40,414	-	-	126.3
50	35,000	40,788	40,788	-	-	116.5
51	38,000	42,247	42,247	-	-	111.2
52	40,000	47,701	47,701	-	-	119.3
53	43,000	54,236	54,236	-	-	126.1
54	49,000	58,877	58,877	-	-	120.2
55	60,000	64,942	64,942	-	-	108.2
56	65,000	68,667	68,667	-	-	105.6
57	67,000	68,108	68,108	-	-	101.7
58	69,000	70,490	70,490	-	-	102.2
59	71,000	77,927	77,927	-	-	109.8
60	73,000	85,281	85,281	-	-	116.8
61	83,000	97,034	86,363	10,265	406	116.9
62	112,000	103,888	87,766	14,925	1,197	92.8
63	112,000	104,820	81,350	20,231	3,239	93.6
平成 元	112,000	103,054	74,226	22,167	6,661	92.0
2	112,000	102,764	69,418	22,838	10,508	91.8
3	107,000	103,947	65,380	24,018	14,549	97.1
4	103,000	98,961	59,503	23,969	15,489	96.1

年度	献血目標	献血者数	内 訳 (人)			目標達成率
	(人)	(人)	200mL献血	400mL献血	成分献血	(%)
5	92,000	83,367	42,759	22,937	17,671	90.6
6	82,000	79,301	36,334	25,590	17,377	96.7
7	80,000	71,788	30,995	26,725	14,068	89.7
8	73,000	71,189	29,971	26,664	14,554	97.5
9	71,000	69,388	27,596	26,297	15,495	97.7
10	70,000	71,507	26,695	27,293	17,519	102.2
11	70,000	71,930	26,052	27,359	18,519	102.8
12	71,000	71,206	23,083	28,399	19,724	100.3
13	71,000	67,738	19,166	28,621	19,951	95.4
14	70,000	69,103	18,987	29,786	20,330	98.7
15	69,000	66,868	17,084	29,178	20,606	96.9
16	68,000	64,874	14,389	28,578	21,907	95.4
17	64,000	57,731	11,563	27,303	18,865	90.2
18	60,000	51,098	11,935	27,731	11,432	85.2
19	51,000	48,213	6,307	28,949	12,957	94.5
20	50,000	52,862	6,132	30,067	16,663	105.7
21	50,600	52,184	5,103	28,647	18,434	103.1
22	47,800	53,485	5,635	29,378	18,472	111.9
23	48,960	53,935	4,822	29,999	19,114	110.2
24	51,900	50,690	4,288	28,976	17,426	97.7
25	49,550	48,895	4,698	28,474	15,723	98.7
26	49,450	46,414	3,671	27,489	15,254	93.9
27	46,600	44,366	2,178	27,001	15,187	95.2
28	45,000	42,627	1,878	25,712	15,037	94.7
29	42,510	41,950	1,839	25,386	14,725	98.7
30	41,030	42,540	1,784	25,610	15,146	103.7
令和 元	41,000	45,152	1,751	27,408	15,993	110.1
2	41,700	45,186	1,328	26,734	17,124	108.4
3	41,900	44,561	1,344	26,691	16,526	106.4
4	42,290	44,620	1,409	26,716	16,495	105.5
5	41,840	44,345	1,425	26,316	16,604	106.0
6	45,800	45,840	1,688	27,136	17,016	100.1
累 計	-	3,466,923	1,855,397	1,017,563	593,963	-

(2) 月別献血者数の推移

7月及び年末年始の「愛の血液助け合い運動」や「はたちの献血」キャンペーンを実施するなど、夏期及び冬期の献血者確保に努めた。

図1 月別献血者数の推移（過去5年間）

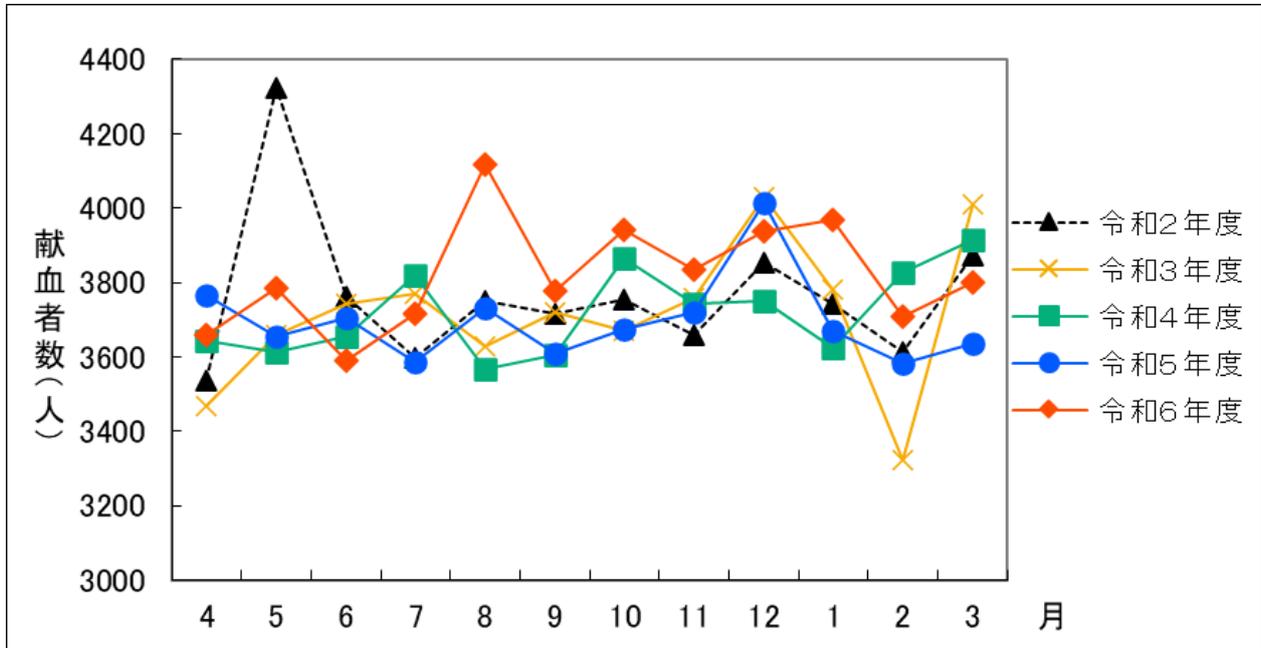


表5 月別献血者数の推移

(単位 : 人)

年度 \ 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年平均
令和2	3,538	4,324	3,763	3,598	3,751	3,716	3,753	3,659	3,855	3,743	3,612	3,874	3,766
令和3	3,469	3,659	3,744	3,769	3,628	3,719	3,672	3,757	4,028	3,782	3,324	4,010	3,713
令和4	3,644	3,612	3,656	3,818	3,567	3,606	3,864	3,741	3,750	3,624	3,825	3,913	3,718
令和5	3,765	3,655	3,705	3,586	3,730	3,610	3,675	3,719	4,013	3,671	3,581	3,635	3,695
令和6	3,658	3,786	3,592	3,717	4,118	3,779	3,942	3,836	3,937	3,968	3,708	3,799	3,820
計	18,074	19,036	18,460	18,488	18,794	18,430	18,906	18,712	19,583	18,788	18,050	19,231	18,713
月平均	3,615	3,807	3,692	3,698	3,759	3,686	3,781	3,742	3,917	3,758	3,610	3,846	3,743

(3) 男女別、年齢別、職業別、種類別献血者数の推移

献血者を年齢別にみると、29歳以下の若年層が全体の18.8%を占め、昨年度と同水準。職種別でみると、学生の献血率が増加傾向にある。

種類別では、成分献血が全国平均を上回っている。（全国平均比率：200mL献血 2.5%、400mL献血 66.4%、成分献血 31.1%）

表6 男女別献血者数の推移

性別	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	人数	比率(%)								
男	33,137	73.3	32,703	73.4	32,378	72.6	32,410	73.1	33,249	72.5
女	12,049	26.7	11,858	26.6	12,242	27.4	11,935	26.9	12,591	27.5
計	45,186	100.0	44,561	100.0	44,620	100.0	44,345	100.0	45,840	100.0

表7 年齢別献血者数の推移

年齢別	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	人数	比率(%)								
16～19歳	2,061	4.6	1,937	4.3	2,077	4.7	2,207	5.0	2,287	5.0
20～29歳	5,987	13.2	6,054	13.6	6,138	13.8	5,952	13.4	6,305	13.8
30～39歳	7,043	15.6	6,806	15.3	6,281	14.1	5,878	13.3	5,976	13.0
40～49歳	13,170	29.1	12,018	27.0	11,288	25.3	10,665	24.1	10,286	22.4
50～59歳	12,328	27.3	12,801	28.7	13,474	30.2	13,952	31.5	14,658	32.0
60歳以上	4,597	10.2	4,945	11.1	5,362	12.0	5,691	12.8	6,328	13.8
合計	45,186	100.0	44,561	100.0	44,620	100.0	44,345	100.0	45,840	100.0

表8 職業別献血者数の推移

職業別	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	人数	比率(%)								
公務員	7,381	16.3	6,994	15.7	6,917	15.5	6,549	14.8	6,881	15.0
会社員	26,363	58.3	26,427	59.3	25,829	57.9	26,235	59.2	27,227	59.4
学生	3,651	8.1	3,645	8.2	3,984	8.9	4,095	9.2	4,313	9.4
その他	7,791	17.2	7,495	16.8	7,890	17.7	7,466	16.8	7,419	16.2
合計	45,186	100.0	44,561	100.0	44,620	100.0	44,345	100.0	45,840	100.0

表9 種類別献血者数の推移

種類別	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	人数	比率(%)								
200mL献血	1,328	2.9	1,344	3.0	1,409	3.2	1,425	3.2	1,688	3.7
400mL献血	26,734	59.2	26,691	59.9	26,716	59.9	26,316	59.3	27,136	59.2
成分献血	17,124	37.9	16,526	37.1	16,495	37.0	16,604	37.4	17,016	37.1
合計	45,186	100.0	44,561	100.0	44,620	100.0	44,345	100.0	45,840	100.0

(令和6年度全国の構成比は、200mL献血2.5%、400mL献血66.4%、成分献血31.1%)

- (注) 1 各区分の比率は、その区分での全献血者に占める当該区分の献血者の割合である。
2 比率の合計は端数処理の関係で100.0とはならないことがある。

(4) 受入施設別献血者数の推移

献血の受入状況を採血の施設別にみると、出張所においては「献血ルーム くらつき」(旧県赤十字血液センター)が27.8%、「献血ルーム ル・キューブ」が28.9%、移動採血車が43.4%となっている。

表10 献血者数の推移

施設	種類	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		人数	比率(%)								
献血ルームくらつき (県赤十字血液センター県庁前出張所)	200mL	203	1.6	170	1.4	204	1.6	251	2.0	265	2.1
	400mL	4,376	34.2	4,014	32.7	4,112	33.0	4,350	34.1	4,098	32.2
	成分	8,205	64.2	8,088	65.9	8,157	65.4	8,165	64.0	8,370	65.7
	小計	12,784	28.3	12,272	27.5	12,473	28.0	12,766	28.8	12,733	27.8
献血ルームル・キューブ (県赤十字血液センター武蔵ヶ辻出張所)	200mL	619	4.4	489	3.7	479	3.8	443	3.4	566	4.3
	400mL	4,490	32.0	4,136	31.7	3,922	30.8	4,078	31.5	4,017	30.4
	成分	8,919	63.6	8,438	64.6	8,338	65.5	8,439	65.1	8,646	65.4
	小計	14,028	31.0	13,063	29.3	12,739	28.5	12,960	29.2	13,229	28.9
移動採血車	200mL	506	2.8	685	3.6	726	3.7	731	3.9	857	4.3
	400mL	17,868	97.2	18,541	96.4	18,682	96.3	17,888	96.1	19,021	95.7
	小計	18,374	40.7	19,226	43.1	19,408	43.5	18,619	42.0	19,878	43.4
合計		45,186	100.0	44,561	100.0	44,620	100.0	44,345	100.0	45,840	100.0

- (注) 1 各施設の種類の比率は、その施設での全献血者に占める当該種類の献血者の割合である。
 2 比率の合計は端数処理の関係で100.0とはならないことがある。
 3 各施設の小計欄の比率は、全献血者に占める当該施設での献血者の割合である。

(5) 市町及び保健所別献血状況

表11 令和6年度の市町及び保健所別献血状況

保健所	項目 市町	献血目標				献血者数				目標達成率 (%)
		200mL 献血(人)	400mL 献血(人)	成分献血 (人)	合計 (人)	200mL 献血(人)	400mL 献血(人)	成分献血 (人)	合計 (人)	
南加賀	小松市	70	2,640		2,710	123	2,685		2,808	103.6
	加賀市	26	930		956	42	988		1,030	107.7
	能美市	18	710		728	37	746		783	107.6
	川北町	4	180		184	6	226		232	126.1
	小計	118	4,460		4,578	208	4,645		4,853	106.0
石川中央	かほく市	14	470		484	24	506		530	109.5
	白山市	90	3,370		3,460	92	3,717		3,809	110.1
	野々市市	50	1,140		1,190	100	1,192		1,292	108.6
	津幡町	14	520		534	57	500		557	104.3
	内灘町	3	90		93	5	83		88	94.6
	小計	171	5,590		5,761	278	5,998		6,276	108.9
金沢市		143	6,170		6,313	306	6,169		6,475	102.6
能登中部	七尾市	17	690		707	17	622		639	90.4
	羽咋市	9	360		369	7	409		416	112.7
	志賀町	17	560		577	20	577		597	103.5
	宝達志水町	3	60		63	3	81		84	133.3
	中能登町	3	230		233	5	286		291	124.9
	小計	49	1,900		1,949	52	1,975		2,027	104.0
能登北部	輪島市	9	200		209	4	52		56	26.8
	珠洲市	4	120		124	4	52		56	45.2
	穴水町	3	50		53	1	61		62	117.0
	能登町	3	100		103	4	69		73	70.9
	小計	19	470		489	13	234		247	50.5
計		500	18,590		19,090	857	19,021		19,878	104.1
日赤	くらつき	100	4,260	8,800	13,160	265	4,098	8,370	12,733	96.8
	ル・キューブ	250	4,200	9,100	13,550	566	4,017	8,646	13,229	97.6
合計		850	27,050	17,900	45,800	1,688	27,136	17,016	45,840	100.1

(注) 1 太字：目標を達成した市町（12市町）

2 目標達成率が100.0%を超えても、400mL献血が目標に満たない場合は目標達成とみなさない。

(6) 高校生献血の状況

昭和57年に、高等学校の保健体育教科書の一部に初めて献血が取り上げられて以来、これまでに多くの高校生から献血の協力があつた。

しかしながら、400mL献血及び成分献血を推進している現在、採血基準により200mL献血が中心となる高校生の献血は近年の取組により、令和5年度から増加に転じてはいるが依然として少なく、今後も継続して高校献血セミナーの実施など一層の思想普及啓発が必要である。

表12 学園祭等を利用した移動採血車による高校生献血の状況

年 度	総 数 (全日制)						献 血 実 施 数						献 血 実 施 率 (%)					
	学 校			生 徒 (人)			学 校			生 徒 (人)			学 校			生 徒		
	公 立	私 立	計	公 立	私 立	計	公 立	私 立	計	公 立	私 立	計	公 立	私 立	計	公 立	私 立	計
令和 2	41	10	51	21,160	8,743	29,903	2	2	4	100	246	346	4.9	20.0	7.8	0.5	2.8	1.2
3	41	10	51	20,387	8,699	29,086	3	1	4	194	157	351	7.3	10.0	7.8	1.0	1.8	1.2
4	41	10	51	19,628	8,618	28,246	3	3	6	179	136	315	7.3	30.0	11.8	0.9	1.6	1.1
5	41	10	51	19,555	8,692	28,247	5	3	8	303	177	480	12.2	30.0	15.7	1.5	2.0	1.7
6	41	10	51	19,631	8,540	28,171	7	3	10	431	129	560	17.1	30.0	19.6	2.2	1.5	2.0

(注) 1 定時制高校を除く。

2 学園祭等を利用した移動採血車による献血以外の方法で献血を行った高校生は含まれない。

(7) 令和6年度の献血不適格者の状況

令和6年度の献血申込者は50,668人、うち献血者は45,840人で、献血不適格者の割合は9.5%であった。献血不適格者は、男性が献血申込者の6.0%、女性が17.7%で女性の割合が高い。不適格の理由は「血液比重・血色素量不足」が最も多く、特に女性でその割合が高くなっている。

なお、女性の低比重は、必ずしもすべてが不健康を示すものではなく、男女の血液中の赤血球数の違いによる生理的なものが多いといわれている。

表13 令和6年度 献血受付者数、献血者数及び献血不適格者数 (単位 : 人)

区分	献血受付数	献血者数	不適格者数		
			比重不足	その他	計
男	35,373	33,249	484	1,640	2,124 (6.0%)
女	15,295	12,591	1,594	1,110	2,704 (17.7%)
計	50,668	45,840	2,078	2,750	4,828 (9.5%)

(8) 令和6年度の血液検査不合格者の状況

採血された血液は、県赤十字血液センターで次の検査を行い、輸血用血液として安全なもののみを血液製剤として供給している。なお、有効期限切れの血液製剤は、試験検査等に活用されている。

令和6年度に検査により不合格となった者は、献血者45,840人のうち589人で全体の1.3%であった。

表14 令和6年度 検査不合格者数 (単位：人)

不合格数 (対献血者総数)	検査不合格の内訳 (本)						
	梅毒	HBs 抗原	HBc 抗体	HCV 抗体	肝機能 障害	不規則 抗体	その他
589	23	13	39	16	324	27	153
(1.28%)	(0.05%)	(0.03%)	(0.09%)	(0.03%)	(0.70%)	(0.06)	(0.33%)

(注) 1 複数の検査で不合格になることがあるため、検査不合格の内訳の合計は不合格数と等しくならない。

2 感染症検査においては擬陽性についても不合格とするため、不合格者数と、実際の感染症患者数とは異なる。

(9) 献血者に対する検査サービス

県赤十字血液センターでは、輸血用血液製剤の安全性を確保するため次の感染症検査等を実施している。また、検査結果のうち梅毒トレポネーマ検査、HBV検査、HCV検査、HEV検査、HTLV-I検査については、検査結果が陽性または偽陽性*で通知を希望している方（日本赤十字社通知基準による。）に対してのみ通知している。

* 偽陽性：感染症の原因となる病原体本体や病原体に対する抗体がないことが明らかである場合でも陽性と判定されること。令和3年11月26日より通知開始。

【ウイルス等の感染予防のための検査】

検査項目	説明
梅毒トレポネーマ検査 (TP 抗体検査)	梅毒トレポネーマと呼ばれる微生物に感染した人にできる抗体の有無を検査する。
B型肝炎ウイルス検査(HBV) (HBs 抗原, HBc, HBs 抗体, HBV-DNA 検査)	輸血によるB型肝炎ウイルス感染防止のための検査である。
C型肝炎ウイルス検査(HCV) (HCV 抗体, HCV-RNA 検査)	輸血によるC型肝炎ウイルス感染防止のための検査である。
E型肝炎ウイルス検査(HEV) (HEV-RNA 検査)	輸血によるE型肝炎ウイルス感染防止のための検査である。
エイズウイルス検査(HIV) (HIV 抗体, HIV-RNA 検査)	後天性免疫不全症候群(エイズ)の原因となるHIVウイルスの輸血による感染防止のための検査である。
ヒトT細胞白血病 ウイルス-1型検査 (HTLV-I 抗体検査)	成人T細胞白血病(ATL)の原因となるウイルスの輸血による感染防止のための検査である。

【血液型検査】

検査項目	説明
A B O血液型検査	赤血球と血漿の両方を検査し、それぞれの結果を照合し決定する。
R h血液型検査	赤血球のR h血液型でのD抗原の有無を検査する。
不規則抗体スクリーニング	多種の血液型における、輸血副作用の原因となる抗体の有無を検査するものである。抗体を持つ血液は輸血に使用しない。

【生化学検査】

検査項目	基準値(単位)	説明
A L T (G P T)	8~49 IU/L	肝臓に最も多く含まれる酵素で、肝細胞が破壊されると血液中に流れ出すので、急性肝炎で最も強く上昇し、慢性肝炎や脂肪肝(肥満)等でも上昇する。激しい運動の後に一過性の上昇がみられることがある。
γ -G T P	9~68 IU/L	肝臓、胆道、膵臓、腎臓等に多く含まれる酵素で、上昇する疾患は閉塞性黄疸、肝炎、アルコール性肝障害などである。病気がなくても長期飲酒者では上昇することが多く、1か月位禁酒するとある程度正常化する。
総蛋白 (T P)	6.6~8.2 g/dL	血清中には80種類以上の蛋白が含まれ、種々の機能を持ち、生命維持に大きな役割を果たしている。その総量を総蛋白として測定する。
アルブミン (A L B)	4.0~5.1 g/dL	血清蛋白の50%以上を占めるアルブミンは、病気等で栄養が悪くなると減少するため、健康診断のスクリーニングとして大きな意味がある。
アルブミン対 グロブリン比 (A/G)	1.3~2.1	血清蛋白はアルブミン(A)とグロブリン(G)に分けられ、その比率は健康な人では一定の範囲内にあるが、病気によってはその比率が変化(主として減少)してくる。
コレステロール (C H O L)	140~259 mg/dL	血清脂質の一つで、一般に脂肪の多い食事を続けていると上昇する。また肝臓等で作られ、肝臓、胆道、腎臓、甲状腺の病気とその値が上下することがある。血清コレステロールが多くなると動脈硬化を起こしやすいとされている。
グリコ アルブミン (G A)	16.5%未満	糖尿病の検査の一つで、過去約2週間の血糖値の変動の平均を反映し、糖尿病では上昇する。 基準値範囲内でも15.6%以上の場合は注意が必要である。

- (注) 1 生化学検査は献血者全員に対し実施している。
 2 基準値は献血者の検査結果から算定したもので、正常又は異常を表すものではない。
 3 I U : 国際単位

【血球計数検査】

検査項目	基準値	説明	
赤血球数 (RBC)	男性 418~560×10 ⁴ /μL 女性 384~504×10 ⁴ /μL	赤血球は血液の主な細胞成分で、酸素を肺から各組織へ運ぶ働きを持ったものである。	貧血の有無
ヘモグロビン量 (Hb)	男性 12.7~17.0 g/dL 女性 11.0~14.8 g/dL	血液の赤い色は赤血球に含まれるヘモグロビン(血色素)によるもので、赤血球の働きの中心となる。	を知る目安
ヘマトクリット値 (Ht)	男性 38.8~50.0 % 女性 34.6~44.6 %	一定の血液量に対する赤血球の割合(容積)を%で表したものである。	となる。
平均赤血球容積 (MCV)	83.0~99.5 fL	赤血球1個の平均的容積で赤血球の大きさの指標となる。赤血球数とヘマトクリット値から算出したものである。	貧血の種類
平均赤血球 ヘモグロビン量 (MCH)	26.8~33.5 pg	赤血球1個に含まれるヘモグロビン量を平均的に表したもので、赤血球数とヘモグロビン量から算出したものである。	を判定する
平均赤血球 ヘモグロビン濃度 (MCHC)	31.7~35.2 %	赤血球の一定容積に対するヘモグロビン量の比を%で表したもので、ヘモグロビン量とヘマトクリット値から算出したものである。	目安となる。
白血球数 (WBC)	38~89×10 ² /μL	白血球は細菌等を貪食し、免疫情報を伝達し、さらに免疫能を発現して生体防御にかかわっている。細菌感染症があると一般に白血球数は増加するが、ウイルス感染症の場合はかえって減少することもある。	
血小板数 (PLT)	17.0~36.5×10 ⁴ /μL	血小板は出血を止めるための重要な働きを持ち、この値が極端に減少すると出血を起こしやすくなる。	

(注) 1 血球計数検査は、献血者全員に対し実施している。

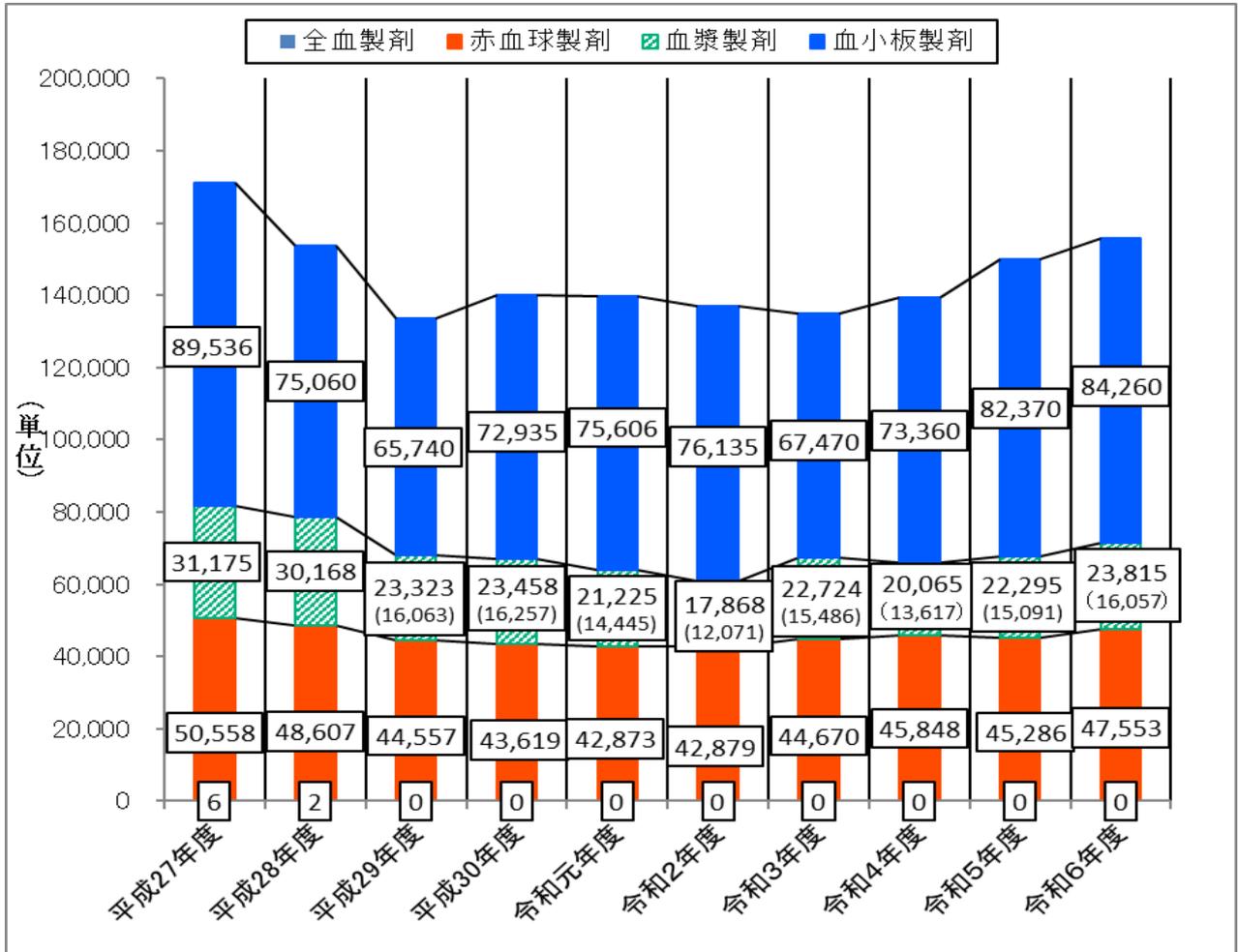
2 基準値は献血者の検査結果から算定したもので、正常又は異常を表すものではない。

3 μL=1×10⁻⁶L、fL=1×10⁻¹⁵L、pg=1×10⁻¹²g

(1) 年度別輸血用血液製剤供給の推移

輸血用血液製剤の供給量については、平成30年度以降横ばいであったが、近年増加傾向にある。製剤別にみると、赤血球製剤及び血漿製剤の供給量は平成29年度以降横ばいであり、血小板製剤の供給量は近年増加傾向にある。全血製剤は近年ほとんど使用されていない。

図2 輸血用血液製剤供給状況



(注) 1 上記の表は、石川県内で供給された血液製剤の供給数(単位)であり、石川県内及び県外で採血された数も含まれる。

2 血漿製剤については、平成29年度より、単位数を新単位換算により計算しているが、推移を表すため、グラフは旧単位換算による単位数で示している。

新単位換算による単位数を()に示す。

(2) 血液製剤供給状況

表 15 令和6年度血液製剤供給状況

製剤名		供給数							計	構成比	
		1単位	2単位	4単位	5単位	10単位	15単位	20単位			
全血製剤	照射人全血液-LR「日赤」	本	本	本	本	本	本	本	単位	%	
	全血製剤計	0	0	-	-	-	-	-	0	0.0	
血液成分製剤	赤血球製剤	照射赤血球液-LR「日赤」	1,685	22,884	-	-	-	-	-	47,453	32.1
		照射洗浄赤血球液-LR「日赤」	8	46	-	-	-	-	-	100	0.1
		照射解凍赤血球液-LR「日赤」	0	0	-	-	-	-	-	0	0.0
		照射合成血液-LR「日赤」	0	0	-	-	-	-	-	0	0.0
		計	1,693	22,930	-	-	-	-	-	47,553	32.2
	血漿製剤	新鮮凍結血漿-LR「日赤」	315	7,329	271	-	-	-	-	16,057	10.9
		計	315	7,329	271	-	-	-	-	16,057	10.9
	血小板製剤	照射濃厚血小板-LR「日赤」	0	0	-	99	8,118	21	2	82,030	55.5
		照射濃厚血小板HLA-LR「日赤」	-	-	-	-	207	0	0	2,070	1.4
		照射洗浄血小板-LR「日赤」	-	-	-	-	13	-	-	130	0.1
		照射洗浄血小板HLA-LR「日赤」	-	-	-	-	3	-	-	30	
		計	0	0	-	99	8,341	21	2	84,260	57.0
		血液成分製剤計	2,008	30,259	271	99	8,341	21	2	147,870	100.0
合計（単位）		2,008	60,518	1,084	495	83,410	315	40	147,870	100.0	

(注) 1 新鮮凍結血漿については、平成29年度より、単位数を新単位換算により計算している。新鮮凍結血漿-LRの単位換算は以下のとおりである。

	FFP-LR120	FFP-LR240	FFP-LR480
新単位換算	1単位	2単位	4単位
旧単位換算	1.5単位	3単位	5単位

2 表15は、石川県内で供給された血液製剤の供給数（単位）であり、石川県内及び県外で採血された本数も含まれる。

表16 令和6年度県内医療機関別輸血用血液製剤供給状況

(単位)

医療機関名	市町名	全血製剤	赤血球製剤	血漿製剤	血小板製剤	計
金沢大学附属病院	金沢市	0	11,420	7,817	33,480	52,717
石川県立中央病院	金沢市	0	6,892	2,488	11,230	20,610
金沢医科大学病院	内灘町	0	6,077	2,936	7,540	16,553
恵寿金沢病院	金沢市	0	1,318	6	7,645	8,969
小松市民病院	小松市	0	2,145	393	6,040	8,578
金沢医療センター院長	金沢市	0	2,756	594	3,810	7,160
恵寿総合病院	七尾市	0	1,529	82	3,820	5,431
地域医療機構 金沢病院	金沢市	0	1,209	38	3,855	5,102
心臓血管センター金沢循環器病院	金沢市	0	1,576	1,170	2,150	4,896
公立能登総合病院	七尾市	0	1,360	118	690	2,168
公立松任石川中央病院	白山市	0	1,528	124	500	2,152
金沢市立病院	金沢市	0	822	4	1,290	2,116
加賀市医療センター	加賀市	0	1,074	24	530	1,628
金沢赤十字病院	金沢市	0	539	2	410	951
石川県済生会金沢病院	金沢市	0	829	10	50	889
浅ノ川総合病院	金沢市	0	771	4	110	885
金沢西病院	金沢市	0	660	0	160	820
北陸病院	金沢市	0	257	128	150	535
芳珠記念病院	能美市	0	355	4	50	409
やわたメディカルセンター	小松市	0	391	0	10	401
		0	43,508	15,942	83,520	142,970
他63施設の供給数		0	4,045	115	740	4,900
計		0	47,553	16,057	84,260	147,870

(注) 1 血漿製剤については、新単位換算により計算している。

2 表16は、石川県内の医療機関に供給された血液製剤の数量であり、令和6年度は83施設に供給された。

3 血液製剤の使用数量が多い上位20施設の名称を掲載している。

(3) 輸血用血液製剤の需給状況

輸血用血液製剤は、有効期間のみならず、血液型という制約があるため、計画的な採血を行うとともに、広域的な需給調整を図っている。本県における他都道府県との需給調整状況は表17のとおりである。

表17 令和6年度需給調整状況

(単位)

製剤名	受入	払出
赤血球製剤	4,662	18,400
血漿製剤	9,129	4,300
血小板製剤	16,640	530
計	30,431	23,230

資 料 編

1 都道府県別献血状況（令和6年）

都道府県	合計		献血可能人口		人口 10万人当の 献血量	総人口
		前年比	10万人当の 献血量	15歳から69歳 人口		
	L	%	L	人	L	人
北海道	105,522.79	99.6	3,248.4	3,248,455	2,071.5	5,093,983
青森	20,331.67	97.5	2,685.3	757,160	1,686.5	1,205,578
岩手	20,031.35	103.7	2,739.6	731,181	1,708.7	1,172,349
宮城	38,465.96	97.4	2,598.7	1,480,205	1,715.4	2,242,389
秋田	17,384.97	100.5	3,112.4	558,570	1,880.2	924,620
山形	18,674.76	99.6	2,939.2	635,373	1,817.5	1,027,509
福島	33,262.31	101.1	2,905.1	1,144,968	1,852.8	1,795,219
茨城	46,982.24	103.6	2,515.8	1,867,479	1,639.5	2,865,690
栃木	42,292.57	103.0	3,365.2	1,256,759	2,206.4	1,916,787
群馬	40,212.86	103.4	3,237.1	1,242,262	2,095.3	1,919,232
埼玉	107,038.86	102.4	2,163.3	4,947,856	1,450.7	7,378,639
千葉	107,574.66	102.8	2,560.6	4,201,134	1,704.8	6,310,158
東京	267,369.70	104.0	2,708.7	9,870,624	1,921.9	13,911,902
神奈川	154,244.76	103.0	2,457.9	6,275,463	1,675.0	9,208,688
新潟	41,683.07	98.1	3,111.2	1,339,778	1,949.9	2,137,672
富山	17,836.00	105.3	2,786.7	640,035	1,750.3	1,019,004
石川	20,942.10	102.0	2,946.4	710,778	1,888.0	1,109,226
福井	12,638.37	100.0	2,649.2	477,065	1,679.8	752,390
山梨	16,969.77	101.4	3,281.4	517,147	2,104.5	806,369
長野	34,584.34	102.9	2,720.6	1,271,220	1,705.2	2,028,135
岐阜	29,174.24	98.3	2,324.2	1,255,263	1,482.5	1,967,862
静岡	57,531.22	99.1	2,481.3	2,318,584	1,595.2	3,606,469
愛知	133,417.14	98.7	2,646.8	5,040,677	1,778.7	7,500,882
三重	30,211.92	99.3	2,671.8	1,130,768	1,719.0	1,757,527
滋賀	22,910.34	101.7	2,472.7	926,524	1,624.2	1,410,534
京都	48,684.36	99.3	3,023.8	1,610,058	1,956.7	2,488,075
大阪	174,368.28	101.5	2,981.9	5,847,568	1,986.9	8,775,708
兵庫	92,947.86	100.9	2,643.6	3,515,946	1,712.7	5,426,863
奈良	21,499.03	101.6	2,601.1	826,535	1,634.6	1,315,207
和歌山	17,874.99	99.6	3,153.5	566,833	1,957.2	913,297
鳥取	10,841.34	101.6	3,242.4	334,364	2,006.9	540,207
島根	9,595.72	97.3	2,455.6	390,771	1,474.8	650,624
岡山	34,548.81	96.2	2,952.5	1,170,167	1,866.4	1,851,125
広島	54,385.52	101.2	3,099.6	1,754,594	1,977.3	2,750,540
山口	20,899.34	98.2	2,635.1	793,122	1,595.2	1,310,109
徳島	12,106.61	99.9	2,756.0	439,275	1,705.1	710,012
香川	16,213.23	97.6	2,721.6	595,723	1,709.2	948,585
愛媛	23,847.93	99.5	2,932.7	813,164	1,817.3	1,312,298
高知	12,855.93	97.8	3,148.5	408,316	1,902.8	675,623
福岡	99,948.60	101.2	3,016.7	3,313,159	1,961.6	5,095,379
佐賀	15,364.55	97.6	3,061.0	501,948	1,918.0	801,051
長崎	24,749.75	99.7	3,128.7	791,043	1,918.6	1,289,994
熊本	34,294.01	100.3	3,199.4	1,071,903	1,984.5	1,728,098
大分	21,505.96	101.3	3,141.0	684,691	1,932.6	1,112,827
宮崎	17,915.51	96.1	2,764.1	648,146	1,692.2	1,058,710
鹿児島	27,032.21	95.4	2,788.8	969,313	1,714.8	1,576,361
沖縄	24,720.80	98.4	2,504.8	986,928	1,664.0	1,485,669
合計	2,253,488.26	101.0	2,752.2	81,878,895	1,804.4	124,885,175

- (注) 1 人口は、令和6年1月1日現在の『住民基本台帳人口要覧』による。
 2 献血量には血小板成分献血において併せて採血された血漿量を含む。
 3 献血量は端数処理しているため合計量と内訳の計とは必ずしも一致しない。

2 厚生労働大臣表彰状・感謝状贈呈団体一覧

ア 厚生労働大臣表彰状

年度	団体名
平成 2	北陸電力株式会社石川支店 小松製作所労働組合小松支部
3	ゼンセン同盟倉庫精練労働組合 小松製作所労働組合粟津支部
4	航空自衛隊小松基地
5	全国金属機械労働組合石川地方支部 津田駒工業支部
6	澁谷工業株式会社
7	株式会社別川製作所
8	金沢工業大学学友会 陸上自衛隊金沢駐屯地
9	石川サンケン株式会社本社志賀工場 ゼンセン同盟小松精練労働組合
10	株式会社P F U 石川県農業協同組合連合会労働組合
11	星稜高等学校
12	航空自衛隊輪島分屯基地 J A M石川製作所労働組合
13	中村留精密工業株式会社 石川県立津幡高等学校生徒会
14	ホクショー株式会社 石川県立七尾工業高等学校生徒会
15	金沢城北ライオンズクラブ 国立石川工業高等専門学校
16	野々市ライオンズクラブ 加賀農業協同組合
17	金沢市立工業高等学校 特別医療法人財団董仙会 恵寿総合病院

年度	団体名
18	輪島ライオンズクラブ 七壮会
19	東レ株式会社 石川工場
20	津幡ライオンズクラブ
21	金沢ひかりライオンズクラブ
22	城東建設株式会社
23	エヌティティ労働組合 石川県グループ連絡協議会 金石町壮年会
24	立正佼成会小松教会 大同工業株式会社
25	天理教石川地区 加賀製紙株式会社
26	北陸鉄道株式会社 緑団地連合町会
27	日本郵便株式会社 北陸支社 木津壮年団
28	金沢伏見ライオンズクラブ 医療法人社団博友会 金沢西病院
29	金沢尾山ライオンズクラブ
30	小松中央ライオンズクラブ
令和元	アール・ビー・コントロールズ(株) 金沢西ライオンズクラブ 金沢南ライオンズクラブ
2	金沢東ライオンズクラブ 北陸電力株式会社 志賀原子力発電所
3	金沢菊水ライオンズクラブ
4	高松機械工業株式会社
5	石川県立小松工業高等学校
6	金沢市早朝野球協会

イ 厚生労働大臣感謝状

年度	団体名
昭和 41	小松市国府校下青年団
42	北陸電力(株)石川支店献血グループ 小松製作所労働組合小松支部
43	日本国有鉄道松任工場 倉庫精練(株)労働組合
44	福田染色精練株式会社 全織同盟小松精練労働組合
45	航空自衛隊小松基地 小松製作所労働組合粟津支部
46	航空自衛隊中部航空警戒管制団 23 警戒群 県立門前高等学校生徒会
47	株式会社石川製作所労働組合 県立津幡高等学校生徒会 日本硬質陶器(株)労働組合

年度	団体名
48	石川県友情の献血運動推進委員会 県立七尾農業高等学校生徒会 陸上自衛隊金沢駐屯部隊
49	小松市役所職員御一同 全国金属労働組合津田駒工業支部 澁谷工業株式会社
50	ユーザック電子工業株式会社 北陸電力(株)石川支部 県立七尾工業高等学校生徒会
51	ゼンセン同盟北日本紡績労働組合 ゼンセン同盟大和紡績労働組合 金沢支部
52	県立羽咋工業高等学校生徒会 全国金属労働組合大同工業支部
53	ゼンセン同盟北日本染工労働組合

年度	団体名
昭和53	国立石川工業高等専門学校
54	田鶴浜女子高等学校生徒会 金沢工業大学学生健康保険組合
55	金沢経済大学星稜高等学校生徒会 石川県農業協同組合連合会労働組合
56	県立小松工業高等学校生徒会 金沢城北ライオンズクラブ
57	松任市献血相互協会 加賀農業協同組合 野々市ライオンズクラブ 県立七尾商業高等学校生徒会 中村留精密工業株式会社
58	山本 光栄 北商株式会社 石川県立中島高等学校生徒会 石川県立穴水高等学校生徒会 石川県立寺井高等学校生徒会 金沢市馬場公民館
59	金沢女子短期大学高等学校 ポプラの会 株式会社大和本店 金沢市立工業高等学校 石川サンケン株式会社 石川県立七尾高等学校生徒会
60	七壮会 株式会社別川製作所 恵寿総合病院 石川県立大聖寺高等学校生徒会
61	立正校成会小松教会青年部 日産サニー石川販売株式会社 金沢高等学校 石川県立河北台商業高等学校生徒会
62	国立山中病院附属看護学校 東レ株式会社石川工場 石川県立飯田高等学校 学校法人金沢医科大学 松任市商工会 緑団地連合町会
63	北陸郵政局 金城短期大学 金沢市立南小立野小学校育友会 七尾女子高等学校 能登カントリークラブ
平成元	公立加賀中央病院職員組合 輪島ライオンズクラブ 津幡ライオンズクラブ 浜野病院
2	日本債券信用銀行金沢支店

年度	団体名
2	北陸鉄道株式会社 石川いすゞ自動車株式会社 住友生命保険相互株式会社金沢支店 浅ノ川総合病院 石川県立大聖寺実業高等学校生徒会
3	株式会社ハクイ村田製作所 金沢税務署 金沢ひかりライオンズクラブ 寺井町商工会婦人部 金沢伏見ライオンズクラブ 遠塚壮年団 松任市農業協同組合青壮年部
4	天理教石川教区 株式会社稲本製作所 加賀製紙株式会社 石川県立七尾工業高等学校生徒会 川北町商工会
5	全国電気通信労働組合石川県支部 金石町壮年団 津幡町商工会 北陸電力株式会社七尾営業所 池田 文雄
6	株式会社中野建設 加賀ライオンズクラブ 木津壮年団
7	金沢菊水ライオンズクラブ 金沢尾山ライオンズクラブ 公立松任石川中央病院
8	金沢経済大学学友会 七尾市青年グループ金曜会 金沢西病院
9	日本たばこ産業株式会社金沢工場 日産ディーゼル北陸販売株式会社 日本フィルター工業株式会社 津幡工場 金沢刑務所
10	石川県立金沢二水高等学校生徒会 金沢名鉄丸越百貨店労働組合 マルシェ羽咋店 日野車体工業株式会社金沢工場 金沢貯金事務センター 金沢市早朝野球協会
11	七尾ライオンズクラブ 協同組合羽咋ショッピングセンター 株式会社金沢村田製作所 株式会社富士精工本社 大日本インキ化学工業株式会社 美川工場 積水樹脂株式会社石川工場

年度	団 体 名
平成 12	金沢中央郵便局 協同組合金沢問屋センター 石川県立小松商業高等学校生徒会 株式会社月星製作所 医療法人社団和楽仁辰口芳珠記念病院 菱機工業株式会社
13	株式会社ステンレス久世 七塚町松浜壮年団 北菱電興株式会社 石川県立金沢向陽高等学校生徒会 社会福祉法人恩賜財団済生会 石川県済生会金沢病院 北國銀行従業員組合
14	金沢西ライオンズクラブ 小松ライオンズクラブ 金沢市立長坂台小学校育友会 城東建設株式会社 松村物産株式会社
15	株式会社北陸銀行七尾支店北親会 北陸電力株式会社志賀原子力発電所 石川県立七尾高等技術学校 石川県立小松高等技術専門学校 室献血友の会 北陸ケーティシーツール株式会社 明治乳業株式会社北陸工場 協同組合 石川中央鉄工センター
16	金沢東ライオンズクラブ 小松中央ライオンズクラブ 羽咋ライオンズクラブ 公立能登総合病院 東和会 参天製薬株式会社能登工場 医療法人社団持木会柳田温泉病院
17	金沢東ロータリークラブ 金沢早朝日曜ソフトボール連盟 株式会社石野製作所 コマツエンジニアリング株式会社 中外製網株式会社 肥田電器株式会社 株式会社加賀屋
18	道場建設株式会社 羽咋ロータリークラブ 株式会社国土開発センター 金沢ライオンズクラブ 金沢兼六ライオンズクラブ アール・ビー・コントロールズ(株)

年度	団 体 名
18	佐川急便株式会社北陸支社 株式会社スギヨ
19	金沢中央ライオンズクラブ 日海不二サッシ株式会社 宗教法人真如苑北陸本部 医療法人社団勝木会 やわたメディカルセンター 志賀町商工会 加賀村田株式会社 北陸学院短期大学 学友会
20	金沢南ライオンズクラブ 社団法人金沢建設業協会 大根布献血友の会 株式会社富士通北陸システムズ 株式会社ヨネモリ 社会福祉法人陽風園 株式会社東振精機
21	鶴来ライオンズクラブ 北陸電力株式会社 小松支社 高松ライオンズクラブ 株式会社大日製作所 JAM江沼チエン製作所労働組合 北陸電力株式会社 七尾大田火力発電所 金沢社会保険病院
22	金沢みどりライオンズクラブ 美川ライオンズクラブ 穴水ライオンズクラブ 国立大学法人 金沢大学 名鉄自動車整備株式会社 北陸支店金沢工場 独立行政法人 国立病院機構金沢医療センター パナソニック溶接システム加賀 株式会社 コマニー株式会社
23	内灘ライオンズクラブ 能美ライオンズクラブ 松任ライオンズクラブ 白山比咩神社 高松機械工業株式会社 外日角壮年団 加賀東芝エレクトロニクス株式会社
24	かほく中央ライオンズクラブ 株式会社ジャパンディスプレイセントラル 北陸日本電気ソフトウェア株式会社 金沢市第一消防団

年度	団 体 名
平成24	金沢市第二消防団 金沢市第三消防団 金沢市農業協同組合
25	イオンリテール株式会社イオン松任店 株式会社小松村田製作所 能登中核工業団地協議会 小松市消防団 石川日産自動車販売株式会社加賀店 学校法人清永学園金沢福祉専門学校
26	石川県婦人団体協議会 石川県日産自動車販売会社 オリエンタルチェン工業株式会社 加賀市消防団 株式会社 東洋設計 ヨンダ印刷株式会社
27	東和株式会社 医療法人社団 慈豊会 久藤総合病院 医療法人社団 さくら会 森田病院 国立大学法人 北陸先端科学技術大学院大学 近江町市場商店街振興組合
28	株式会社久世ベローズ工業所 タカラスタンダード株式会社北陸工場 丸文通商株式会社 株式会社ツキボンP&P ANAクラウンプラザホテル金沢 財団法人こまつ看護学校
29	株式会社金沢国際ホテル 中日本高速道路株式会社 金沢支社 ハウメット・ジャパン株式会社 一般社団法人金沢市中央市場運営協会 社会福祉法人金沢市民生協会 ときわ病院
30	株式会社平和堂アル・プラザ鹿島 株式会社平和堂アル・プラザ金沢 一般財団法人石川県予防医学協会 かほく市商工会 イオンリテール株式会社北陸信越カンパニー 北陸事業部イオン加賀の里店
令和元	アビオシティ加賀 石川サンケン株式会社 町野工場 石川日野自動車株式会社 内浦ロータリークラブ 小松青雲ライオンズクラブ のと共栄信用金庫 松任先端技術団地運営協議会 松本工業団地運営協議会

年度	団 体 名
2	イオンリテール株式会社 イオン御経塚ショッピングセンター ジェイ・バス株式会社 SUPER CENTER PLANT-3 津幡店 珠洲ロータリークラブ 辰巳化学株式会社 松任第一工場 東京ドロウイング株式会社 株式会社 平和堂 アル・プラザ小松 株式会社 平和堂 アル・プラザ津幡
3	石川県電気工事工業組合 金沢本部 医療法人社団浅ノ川 桜ヶ丘病院 学校法人 日本航空学園 白山市北消防団 東野産業株式会社 株式会社 富士通 I Tプロダクツ
4	イオンもりの里店 株式会社 北村機器製作所 澁谷工業株式会社 津幡工場 全日本ロータス同友会石川県支部 大徳公民館 青壮年部 北陸労働金庫
5	石川県公立大学法人 石川県立看護大学 石川県立金沢産業技術専門学校 一般社団法人石川県建築組合連合会 中央建設国民健康保険組合 石川県支部 一般社団法人生命保険協会 石川県協会
6	イオンリテール株式会社 イオン小松店 小松電子株式会社 中能登ライオンズクラブ 北陸電力送配電株式会社 石川支社 金沢電力部

3 採血基準（令和2年9月1日施行）

献血の種類	成分献血		全血献血	
	血漿	血小板	200mL献血	400mL献血
1回献血量	600mL以下（体重別）		200mL	400mL
年齢	18～69歳※1	男性18～69歳※1 女性18～54歳	16～69歳※1	男性17～69歳※1 女性18～69歳
体重	男性45Kg以上、女性40Kg以上			男女とも50Kg以上
血圧	最高血圧：90mmHg以上、180mmHg未満 最低血圧：50mmHg以上、110mmHg未満			
脈拍	40回/分以上、100回/分以下			
体温	37.5℃未満			
血色素量	12.0g/dL以上 (赤血球指数が標準域に ある女性は11.5g/dL以上)	12.0g/dL以上	男性12.5g/dL以上 女性12.0g/dL以上	男性13.0g/dL以上 女性12.5g/dL以上
血小板数	—	15万/ μ L以上	—	—
年間献血回数 ※2※3	血小板成分献血1回を2回分に換算して 血漿成分献血と合計で24回以内		男性6回以内 女性4回以内	男性3回以内 女性2回以内
年間総献血量 ※2※3	—	—	200mL献血と400mL献血の合計で 男性1,200mL以内 女性800mL以内	

※1 65～69歳までの献血については、60～64歳の間に献血経験がある者に限る。

※2 1年は52週として換算する。

※3 期間の計算は、採血を行った日から起算する。

(献血の間隔) ※4

今回の献血 次回の献血	血漿成分献血	血小板成分献血※5	200mL献血	400mL献血
血漿成分献血	男女とも2週間後の同じ曜日から献血できる。		男女とも4週間後の同じ曜日から献血できる。	男女とも8週間後の同じ曜日から献血できる。 男性は12週間後、女性は16週間後の同じ曜日から献血できる。
血小板成分献血				
400mL献血				
200mL献血				

※4 期間の計算は献血を行った日から起算する。

※5 血漿を含まない場合には、1週間後に血小板成分献血が可能になる。ただし、4週間に4回実施した場合には、次回まで4週間以上あける必要がある。

4 石川県の血液事業のあゆみ

- 昭和27年 7月 (財)北陸血清製造所が金沢で血液銀行業務を開始
- 40年 1月 県赤十字血液センターが移動採血車「さちしお1号」を購入し、業務を開始
第1回集団献血(美川町青年団36名)
- 40年 3月 第1回献血推進協議会開催
- 41年 6月 保存血液の供給をミドリ十字(株)金沢出張所から(財)北陸血清製造所へ引
継ぐ
- 41年 7月 輪島市において献血者1万人目達成の記念品を贈呈
- 41年 9月 第1回石川県献血推進大会を開催(婦人会館)
Rhマイナス血液型友の会「さちしお」結成
- 42年 9月 第2回石川県献血推進大会を開催(社教センター)
県赤十字血液センターを母体に採血所を設置
都道府県の赤十字血液センター間で保存血液の需給調整を開始
- 43年 3月 県赤十字血液センター小松出張所(採血所)を市立小松総合病院に設置
北陸血清製造所買血を廃止(預血のみとなる。)
- 43年 6月 ABO式血液型無料判定を実施
- 43年 8月 県赤十字血液センター穴水出張所(採血所)を公立穴水中央病院に設置
- 43年 9月 県赤十字血液センターで保存血液の検査開始(従来は北陸血清製造所に検査
委託)
- 44年 4月 献血者輸血用血液代金自己負担金給付制度発足
- 45年 1月 県赤十字血液センター七尾出張所(採血所)を公立能登病院に設置
- 45年 9月 美川町において献血者10万人目達成の記念品を贈呈
- 46年 3月 北陸血清製造所預血を廃止(保存血液の製造は全く行わないこととなった。)
- 46年 4月 保存血液の供給を(財)北陸血清製造所から県赤十字血液センターが全面的
に引継ぎ、製造(直配一貫制が成った。)
- 46年 7月 第7回献血運動推進全国大会を開催(金沢市観光会館)
- 47年 1月 移動採血車購入
- 49年 4月 血液代金自己負担金支給事業発足
- 51年 5月 血液成分製剤の製造を開始
- 51年 9月 移動採血車購入
- 55年 3月 金沢市において献血者50万人目達成の記念品を贈呈
- 55年 9月 金沢市南新保町に県赤十字血液センターを新築移転
- 57年 4月 献血手帳の供給記録欄を削除
血液生化学検査(6項目)の成績の全員通知を開始
- 58年10月 県赤十字血液センター穴水出張所廃止

- 58年11月 移動採血車購入（3台→4台）
 献血者登録制度発足
- 61年 3月 県赤十字血液センター増改築
- 61年 4月 400mL献血、成分献血を開始
- 61年11月 県赤十字血液センター片町出張所「献血ルームラブラ」を設置
- 61年12月 金沢市において献血者100万人目達成の記念品を贈呈
- 平成元年 4月 県赤十字血液センター小松出張所廃止
- 元年 7月 出張の成分献血を開始
- 2年 1月 県赤十字血液センター七尾出張所廃止
- 2年10月 県赤十字血液センター片町出張所「献血ルームラブラ」を拡張
 （全血献血2台、成分献血6台→全血献血3台、成分献血9台）
- 3年 1月 母体採血の強化（土曜日の採血を実施）
- 3年 9月 小松市において献血者150万人目達成の記念品を贈呈
- 3年11月 成分献血に対応した大型移動採血車を購入
- 6年 1月 全国赤十字血液センター統一コンピューターシステムを導入
- 8年 3月 県赤十字血液センターの増改築工事完成
- 9年11月 献血ルームラブラにおいて献血者200万人目達成
- 10年11月 県赤十字血液センター片町出張所「献血ルームラブラ」を拡張
 〔全血献血3台、成分献血9台→全血献血3台、成分献血10台、問診用
 個室を新設〕
- 11年10月 核酸増幅検査（NAT）を導入
- 14年 3月 県赤十字血液センターのホームページを開設
- 15年 1月 母体採血の強化（日曜・祝日を除く毎日の採血の実施）
- 15年 3月 県赤十字血液センター片町出張所「献血ルームラブラ」を拡張
 （心電図室を新設）
- 16年 5月 第二次全国赤十字血液センター統一コンピューターシステムを導入
- 17年 2月 移動採血車さちしお5号（大型）宝くじ協会より寄附
 金沢市において献血者250万人目達成
- 17年 6月 英国滞在歴に関する献血制限の実施
- 17年12月 献血ルームラブラの定休日を水曜日から土曜日に変更
 （但し、祝日の場合開設）
- 18年 3月 問診票の記入を確実にするため、タッチパネルシステムを母体、献血ルーム
 に導入
 複数回献血協力者を確保する目的で、複数回献血クラブを設置
- 18年 4月 北陸三県検査業務集約（富山県赤十字血液センター）
- 18年10月 北陸三県検査業務集約（福井県赤十字血液センター）

- 献血者健康被害救済制度が施行される
 献血手帳に替えて献血カードを導入
- 19年 1月 保存前白血球除去及び初流血液除去製剤の製造を開始
- 19年11月 血小板製剤の有効期限が「採血後4日間」に延長される
- 20年 5月 県赤十字血液センターのホームページを更新
- 21年 3月 生化学検査項目のAST検査に換えてグリコアルブミン検査を実施
 4月 北陸三県製剤業務集約（富山県・福井県赤十字血液センター）
- 22年 1月 移動採血車さちしお2号（中型）宝くじ協会より寄附
 英国滞在歴の献血制限が緩和（1日以上から通算1か月以上に）
 3月 血液事業広報映像装置「デジタルサイネージ」導入
 （血液センター・片町出張所）
 4月 HLA型の検査方法をDNA検査に変更
 12月 200mL献血者に「血球計数検査」お知らせ開始
- 23年 3月 移動採血車さちしお1号（中型）購入
 男性由来FFPの優先的製造開始
 4月 合同輸血療法委員会 設置
 400mL全血献血が18歳から17歳（男性のみ）に引き下げ
 血小板成分献血が54歳から69歳（男性のみ）に引き上げ
 9月 赤十字血液センターの移転用地を取得（金沢市藤江北4丁目地内 9155㎡）
- 24年 4月 血液事業が全国7つのブロック血液センターによる広域事業運営体制（広域的な運営体制及び供給管理体制）に移行
 （北陸3県及び東海4県は東海北陸ブロックに所属）
 石川県赤十字血液センターが「石川県赤十字血液センター」と「東海北陸ブロック血液センター石川製造所」に分離
 ・赤十字血液センターの業務
 献血推進、採血、供給、医療情報活動及び献血ルーム運営
 ・東海北陸ブロック血液センター石川製造所の業務
 北陸三県の検査、血液製剤製造、献血者登録及び需給管理
- 5月 多目的検診車1台を導入
- 8月 B型肝炎ウイルス関連検査判定基準の変更（HBV感染既往の安全対策）
- 10月 シャーガス病の安全対策の実施
 片町出張所「献血ルームラプロ」献血者50万人目達成
- 25年 1月 「献血の同意説明書」の導入
 10月 日本赤十字社・造血幹細胞提供支援機関に国から指定を受ける
- 26年 2月 赤十字血液センター・ホームページ更新
 （スマートフォン・タブレットに対応）

赤十字血液センター・イントラネット変更

(本部整備ネットワークに加入)

3月 献血ルーム移転

(片町出張所「献血ルームラブロ」から武蔵ヶ辻出張所「献血ルームル・キューブ」へ移転)

(石川製造所の検査部門と献血者登録部門の一部業務を東海北陸ブロック血液センターに集約)

6月 第三次全国赤十字血液センター統一コンピューターシステム(血液事業情報システム)を導入

7月 血液製剤発注システムの導入

8月 核酸増幅検査(NAT)に個別NATを導入

10月 検査サービス通知書の基準値が10月1日採血分から変更

27年 1月 武蔵ヶ辻出張所「献血ルームル・キューブ」献血者1万人達成

10月 全血献血者全員に「下肢筋緊張運動」を導入

11月 赤血球抗原情報検索システムの導入

28年 3月 東海北陸ブロック「血小板採血調整システム」導入

10月 石川県赤十字血液センター移転(鞍月東から藤江北へ移転)

11月 旧県赤十字血液センターは県庁前出張所「献血ルームくらつき」へと名称変更

29年 3月 成分献血の血漿採血量上限を600mLに変更

30年 4月 採血不適格者の要件である総採血量及び総回数の算定期間を「過去1年」から「過去52週間」に変更

安全で責任ある献血のさらなる推進を図るため、本人確認の重要項目を「顔写真」、「氏名」及び「生年月日」に設定

10月 複数回献血クラブの会員サイトを一新し、愛称「ラブラッド」に統一して運用を開始

12月 能登地区の備蓄医療機関を廃止

令和元年 7月 秋篠宮皇嗣妃殿下御臨席のもと、第55回献血運動推進全国大会を石川県にて開催(石川県立音楽堂)大会に先立ち同妃殿下が石川県赤十字血液センターを御視察

7月 献血Web会員サービス「ラブラッド」マイページからの献血予約を開始

12月 問診時体温測定を開始

2年 2月 新型コロナウイルス感染拡大に伴い、献血受入時対応を一部変更

8月 E型肝炎検査(HEV NAT)導入

9月 献血時の健康診断基準の改正(血圧、脈拍、体温の基準値設定)

全血献血における採血前検査方法の変更(指先穿刺)

11月 輸血用血液製剤Web発注システムの全面改修

12月 老朽化に伴う移動採血車(5号車)1台の廃止(4台→3台)

- 3年 3月 県庁前出張所「献血ルーム くらつき」 献血者5万人達成
- 5月 新型コロナウイルスmRNAワクチン（RNAワクチン）接種後、48時間経過で献血可とされる
- 11月 感染症検査偽陽性結果の通知開始
- 4年 2月 武蔵ヶ辻出張所「献血ルーム ル・キューブ」 献血者10万人達成
- 4月 新型コロナウイルスウイルスベクターワクチン接種後、6週間経過で献血可とされる
- 9月 献血Web会員サービス「ラブブラッド」スマホアプリを導入
- 11月 新型コロナウイルス組み換えたんぱく質ワクチン接種後、24時間経過で献血可とされる
- 12月 赤血球製剤の有効期間を「採血後21日間」から「採血後28日間」に延長
- 5年 8月 県庁前出張所「献血ルーム くらつき」 献血者8万人達成
- 6年 2月 血漿分画製剤の海外輸出に伴う献血同意取得を開始
- 7年 2月 石川県赤十字血液センター開設60周年記念事業を開催（イオンモール白山）
- 3月 県庁前出張所「献血ルーム くらつき」 献血者10万人達成

5 石川県献血推進協議会運営要領

(趣 旨)

第1条 献血思想の普及と献血の推進を図り、関係団体の協力を要請するため、必要の都度、石川県献血推進協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を検討する。

- (1) 献血思想の普及向上に関する事。
- (2) 献血組織の育成に関する事。
- (3) その他献血の推進に関する事。

(組 織)

第3条 協議会は委員30人以内とする。

2 委員は次に掲げる者をもってあてる。

- (1) 医師会等医療関係者及び医療機関の団体の代表者
- (2) 日本赤十字社の代表者
- (3) 市長会、町長会の代表者
- (4) 商工会議所、経営者協会等工場、事業場の代表者
- (5) 労働組合の代表者
- (6) 高等学校長協会、私学連合会等教育機関の代表者
- (7) 婦人会、青年団等の団体の代表者
- (8) 新聞等報道機関の代表者
- (9) 関係行政機関の長
- (10) 献血協力団体の代表者

(会 長)

第4条 協議会に会長を置き、会長は知事をもってあてる。

(会 議)

第5条 協議会の会議は会長が招集する。

(幹 事)

第6条 協議会に幹事若干人を置く。

(庶 務)

第7条 協議会の庶務は健康福祉部薬事衛生課において処理する。

(委 任)

第8条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は会長が定める。

附 則 この要領は平成17年4月1日から施行する。

6 石川県献血者登録制度推進事業実施要綱

1. 目的

400mL献血及び成分献血を強力に推進するとともに、あらかじめ登録者を確保しておくことにより、安全で良質な新鮮血液等の血液製剤を安定的に供給しうる体制を確立することを目的とする。

2. 事業の実施主体

石川県赤十字血液センターは、県及び市町村の協力を得て、新鮮血液等の血液製剤の供給確保に対する県民の理解と協力をもとめ、400mL献血、成分献血及び緊急時における献血登録者（以下「献血登録者」という。）の確保を図る。

3. 献血者登録制度推進委員会の設置

本事業の円滑な運営を図るため、石川県献血推進協議会（以下「協議会」という。）の下に石川県献血者登録制度推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（1）委員会の構成

委員は、協議会会長を除く協議会委員をもって当てることとし、協議会会長が委嘱する。

（2）委員会の業務

- ア 献血者登録制度推進員の委嘱
- イ 献血登録者目標数の設定
- ウ 献血登録者の確保方策の審議
- エ その他、献血者登録制度推進に関する業務

（3）委員会の運営

委員会には幹事を置き、石川県健康福祉部及び石川県赤十字血液センターの職員のうちから協議会会長が委嘱する。

4. 献血者登録制度推進員の設置

献血登録者を確保するため石川県献血者登録制度推進員（以下「推進員」という。）を設置する。

（1）推進員の委嘱

下記の者のうちから協議会会長が委嘱する。

- ア 石川県職員
- イ 市町村職員
- ウ その他

(2) 推進員の業務

- ア 本事業推進のためのリーフレットを活用し、各地域の職員組織、地域組織及び献血現場に赴き、400mL献血及び成分献血の推進普及並びに献血登録者を確保する。
- イ 献血登録者の申し込み書を取りまとめ、血液センターに送付する。
- ウ 献血者登録制度推進員等打合せ会に出席する。

5. 献血者登録制度担当職員の設置

献血登録者に対し、献血の依頼等を行うため、献血者登録担当職員（以下「担当職員」という。）を設置する。

(1) 担当職員は石川県赤十字血液センター職員とする。

(2) 担当職員の業務

- ア 登録者に対する献血依頼
- イ 献血の日時、場所の調整
- ウ 登録台帳の整備
- エ 登録者の確保
- オ 献血者登録制度推進員打合せ会に出席する。

6. その他の業務

前記3～5の業務のほか、石川県赤十字血液センターは県及び市町村の協力を得て次の業務を行う。

- ア 献血者登録申し込み書の作成
- イ 献血者登録証の作成
- ウ 献血者登録台帳の作成

附 則

この要綱は、昭和62年3月10日から施行する。

7 石川県合同輸血療法委員会設置要綱

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「石川県合同輸血療法委員会」（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、石川県内における安全かつ適正な血液製剤の使用を推進し、もって輸血療法の向上を図ることを目的とする。

(委員)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者によって構成し、石川県知事が委嘱する。

- (1) 石川県内の医療機関の輸血療法委員会委員長、輸血責任医師及び輸血業務担当者
- (2) 県又は市町の血液行政担当職員
- (3) 東海北陸ブロック血液センター石川製造所及び石川県赤十字血液センター職員
- (4) その他委員会の運営のために必要と認められる者

2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

3 委員は再任を妨げない。

(委員会の組織)

第4条 委員会には、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、第6条に定める代表世話人を充てる。

3 委員長は、委員会を代表する。

4 副委員長は、第6条に定める副代表世話人を充てる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(委員会)

第5条 委員会は、年1回以上開催し、委員長がこれを招集し議長となる。

2 委員長は、必要と認めるときは委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(役員)

第6条 委員会の役員として、代表世話人、副代表世話人及び世話人を置く。

2 世話人は、委員の中から選出する。

3 代表世話人は、世話人の互選により選出し、世話人会を招集する。

4 副代表世話人は、代表世話人が世話人会に諮り選出する。

5 副代表世話人は、代表世話人を補佐し、代表世話人に事故あるときはその職務を代理する。

第2章 事業

(事業)

第7条 委員会は第2条の目的を達成するため、次に掲げる事業を実施する。

- (1) 適正かつ安全な輸血療法の実施に関する事項
- (2) 血液製剤の使用適正化に関する事項
- (3) 血液製剤の安定供給に関する事項
- (4) その他輸血療法全般に関する事項

(世話人会)

第8条 委員会の事業の運営方針等は、世話人会により協議決定する。

- 2 世話人会は、年2回以上開催する。
- 3 世話人会に、本会の運営に必要な指導・助言を得るため、顧問を置くことができる。
- 4 顧問は、世話人会の推薦により委員長が委嘱する。
- 5 代表世話人は、第3条に定める者のほか、委員会の運営について意見を聞くために必要があると認められる者を世話人会に出席させることができる。

(実行委員会)

第9条 委員会に、世話人会の指導・助言を受けて、目的の達成のために必要な事業の企画・立案等を行う実行委員会を置く。

- 2 実行委員会の構成員は、代表世話人が委員の中から世話人会に諮り選出する。
- 3 実行委員会には、委員以外の者で、代表世話人が指名する者を出席させることができる。

(事務局)

第10条 委員会の運営に関する事務を処理するため、石川県健康福祉部薬事衛生課及び石川県赤十字血液センター学術・品質情報課に事務局を置く。

(その他)

第11条 本要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は世話人会において協議し定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成23年5月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年12月26日から施行する。

8 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律

(昭和三十一年六月二十五日)

(法律第百六十号)

目次

- 第一章 総則（第一条～第八条）
- 第二章 基本方針等（第九条～第十一条）
- 第三章 採血（第十二条～第二十五条）
- 第四章 血液製剤の安定供給（第二十六条～第二十八条）
- 第五章 雑則（第二十九条～第三十二条）
- 第六章 罰則（第三十三条～第四十条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、血液製剤の安全性の向上、安定供給の確保及び適正な使用の推進のために必要な措置を講ずるとともに、人の血液の利用の適正及び献血者等の保護を図るために必要な規制を行うことにより、国民の保健衛生の向上に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律で、「血液製剤」とは、人体から採取された血液を原料として製造される医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）に規定する医薬品をいう。以下同じ。）であつて、厚生労働省令で定めるものをいう。

2 この法律で「献血者等」とは、献血をする者その他の被採血者をいう。

3 この法律で「採血事業者」とは、人体から採血することについて第十三条第一項の許可を受けた者をいう。

4 この法律で「製造販売業者」、「製造業者」又は「販売業者」とは、それぞれ医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十二条第一項の医薬品の製造販売業の許可を受けた者若しくは同法第二十三条の二十第一項の再生医療等製品（同法に規定する再生医療等製品をいう。以下同じ。）の製造販売業の許可を受けた者、同法第十三条第一項の医薬品の製造業の許可を受けた者若しくは同法第二十三条の二十二第一項の再生医療等製品の製造業の許可を受けた者又は同法第二十四条第一項の医薬品の販売業の許可を受けた者をいう。

（基本理念）

第三条 血液製剤は、その原料である血液の特性にかんがみ、その安全性の向上に常に配慮して、製造され、供給され、又は使用されなければならない。

2 血液製剤は、国内自給（国内で使用される血液製剤が原則として国内で行われる献血により得られた血液を原料として製造されることをいう。以下同じ。）が確保されることを基本とするとともに、安定的に供給されるようにしなければならない。

3 血液製剤は、献血により得られる血液を原料とする貴重なものであること、及びその原料である血液の特性にかんがみ、適正に使用されなければならない。

4 国、地方公共団体その他の関係者は、この法律に基づく施策の策定及び実施に当たっては、公正の確保及び透明性の向上が図られるよう努めなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、基本理念にのっとり、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 国は、血液製剤に関し国内自給が確保されることとなるように、献血に関する国民の理解及び

協力を得るための教育及び啓発、血液製剤の適正な使用の推進に関する施策の策定及び実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第五条 都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本理念にのっとり、献血について住民の理解を深めるとともに、採血事業者による献血の受入れが円滑に実施されるよう、必要な措置を講じなければならない。

(採血事業者の責務)

第六条 採血事業者は、基本理念にのっとり、献血の受入れを推進し、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保に協力するとともに、献血者等の保護に努めなければならない。

(原料血漿^{しょう}の製造業者等の責務)

第七条 原料血漿^{しょう}（国内で献血により得られる人血漿^{しょう}であつて血液製剤の原料となるものをいう。以下同じ。）の製造業者並びに血液製剤の製造販売業者、製造業者及び販売業者は、基本理念にのっとり、安全な血液製剤の安定的かつ適切な供給並びにその安全性の向上に寄与する技術の開発並びに情報の収集及び提供に努めなければならない。

(医療関係者の責務)

第八条 医師その他の医療関係者は、基本理念にのっとり、血液製剤の適正な使用に努めるとともに、血液製剤の安全性に関する情報の収集及び提供に努めなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第九条 厚生労働大臣は、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保に関する基本的な方向

二 血液製剤（用法、効能及び効果について血液製剤と代替性のある医薬品又は再生医療等製品であつて、厚生労働省令で定めるものを含む。第八号において同じ。）についての中期的な供給の見通し

三 血液製剤に関し国内自給が確保されるための方策に関する事項

四 献血の推進に関する事項

五 血液製剤の製造及び供給に関する事項

六 血液製剤の安全性の向上に関する事項

七 血液製剤の適正な使用に関する事項

八 その他献血及び血液製剤に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、少なくとも五年ごとに基本方針に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、薬事・食品衛生審議会の意見を聴くものとする。

5 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(献血推進計画)

第十条 厚生労働大臣は、基本方針に基づき、毎年度、翌年度の献血の推進に関する計画（以下「献血

- 推進計画」という。)を定め、都道府県にその写しを送付するものとする。
- 2 献血推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 当該年度に献血により確保すべき血液の目標量
 - 二 献血に関する普及啓発その他の前号の目標量を確保するために必要な措置に関する事項
 - 三 その他献血の推進に関する重要事項
 - 3 採血事業者及び血液製剤（厚生労働省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）の製造販売業者は、献血推進計画の作成に資するため、毎年度、翌年度において献血により受け入れることが可能であると見込まれる血液の量、供給すると見込まれる血液製剤の量その他の厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。
 - 4 前条第四項及び第五項の規定は、献血推進計画について準用する。
 - 5 都道府県は、基本方針及び献血推進計画に基づき、採血事業者による献血の受入れが円滑に実施されるよう、毎年度、翌年度の当該都道府県における献血の推進に関する計画（次項において「都道府県献血推進計画」という。）を定めるものとする。
 - 6 都道府県は、都道府県献血推進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、厚生労働大臣に提出するものとする。

（献血受入計画）

- 第十一条 採血事業者は、基本方針及び献血推進計画に基づき、毎年度、都道府県の区域を単位として、翌年度の献血の受入れに関する計画（以下「献血受入計画」という。）を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。
- 2 献血受入計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 当該年度に献血により受け入れる血液の目標量
 - 二 献血をする者の募集その他の前号の目標量を確保するために必要な措置に関する事項
 - 三 その他献血の受入れに関する重要事項
 - 3 採血事業者は、献血受入計画を作成しようとするときは、あらかじめ、当該都道府県の意見を聴かなければならない。
 - 4 厚生労働大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、薬事・食品衛生審議会の意見を聴くものとする。
 - 5 採血事業者は、第一項の認可を受けた献血受入計画を変更しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。
 - 6 第三項及び第四項の規定は、前項の認可について準用する。
 - 7 都道府県及び市町村は、献血推進計画に基づき、第一項又は第五項の認可を受けた献血受入計画の当該地域における円滑な実施を確保するため、必要な協力を行わなければならない。

第三章 採血

（採血等の制限）

- 第十二条 次に掲げる物を製造する者がその原料とし、又は採血事業者若しくは病院若しくは診療所の開設者が次に掲げる物の原料とする目的で採血する場合を除いては、何人も、業として、人体から採血してはならない。ただし、治療行為として、又は輸血、医学的検査若しくは学術研究のための血液を得る目的で採血する場合は、この限りでない。
- 一 血液製剤
 - 二 医薬品（血液製剤を除く。）、医療機器（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に規定する医療機器をいう。次号において同じ。）又は再生医療等製品
 - 三 医薬品、医療機器又は再生医療等製品の研究開発において試験に用いる物その他の医療の質又は保健衛生の向上に資する物として厚生労働省令で定める物
- 2 何人も、業として、人体から採取された血液又はこれから得られた物を原料として、前項各号に掲げる物以外の物を製造してはならない。ただし、血液製剤等の製造に伴って副次的に得られ

た物又は厚生労働省令で定めるところによりその本来の用途に適しないか若しくは適しなくなつたとされる血液製剤を原料とする場合は、この限りでない。

(業として行う採血の許可)

- 第十三条 血液製剤の原料とする目的で、業として、人体から採血しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。ただし、病院又は診療所の開設者が、当該病院又は診療所における診療のために用いられる血液製剤のみの原料とする目的で採血しようとするときは、この限りでない。
- 2 厚生労働大臣は、前項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可を与えてはならない。
 - 一 第二十二条第一項に規定する採血の業務の管理及び構造設備に関する基準に従つて採血を適正に行うに足りる能力を有するものであること。
 - 二 献血者等につき、第二十五条第一項に規定する健康診断を行うために必要な措置を講じていること。
 - 三 第二十五条第二項に規定する採血が健康上有害であると認められる者からの採血を防止するために必要な措置を講じていること。
 - 四 他の採血事業者が現に用いている商号若しくは名称と同一の商号若しくは名称又は他の採血事業者と誤認されるおそれのある商号若しくは名称を用いようとするものでないこと。
 - 3 厚生労働大臣は、第一項の許可を受けようとする者が前項各号のいずれにも適合していると認める場合であつても、次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の許可を与えないことができる。
 - 一 血液製剤又は原料血漿^{しょうじょう}の供給が既に需要を満たしているとき。
 - 二 申請者が採取しようとする血液の供給源となる地域において、その者が必要とする量の血液の供給を受けることが著しく困難であると認めるとき。
 - 三 申請者が営利を目的として採血しようとする者であるとき。
 - 四 申請者が第二十三条の規定による許可の取消しの処分又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第七十五条第一項の規定による医薬品の製造業の許可の取消しの処分を受け、その処分の日から起算して三年を経過していないとき。
 - 五 申請者が法人である場合において、その業務を行う役員のうち前号の規定に該当する者があるとき。
 - 4 厚生労働大臣は、第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ、薬事・食品衛生審議会の意見を聴くものとする。
 - 5 採血事業者は、厚生労働省令で定める事項に変更があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。
 - 6 厚生労働大臣は、第一項の許可をし、または前項の届出を受理したときは、遅滞なく、その旨を関係都道府県知事に通知しなければならない。

(事業の休廃止)

- 第十四条 採血事業者は、その許可に係る事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。
- 2 厚生労働大臣は、前項の許可をしようとするときは、あらかじめ、薬事・食品衛生審議会の意見を聴くものとする。ただし、当該事業の休止又は廃止によつて著しく公益を害するおそれがないと認められるときは、この限りでない。
 - 3 前条第六項の規定は、第一項の規定による許可について準用する。

(採血事業者に対する指示)

- 第十五条 厚生労働大臣は、献血者等の保護及び血液の利用の適正を期するため必要があると認めると

きは、採血事業者に対して、採取する血液の量その他の事項に関し必要な指示をすることができる。

(有料での採血等の禁止)

第十六条 何人も、有料で、人体から採血し、又は人の血液の提供のあつせんをしてはならない。

(業務規程)

第十七条 採血事業者は、採血及びこれに附帯する業務（以下「採血関係業務」という。）に関する規程（以下「業務規程」という。）を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 前項の業務規程に記載すべき事項は、厚生労働省令で定める。
- 3 採血事業者は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務規程を公表しなければならない。

(事業計画等)

第十八条 採血事業者は、採血関係業務に関し、毎事業年度の開始前に、厚生労働省令で定めるところにより、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、厚生労働大臣に提出するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(事業報告書等)

第十九条 採血事業者は、採血関係業務に関し、毎事業年度の経過後三月以内に、厚生労働省令で定めるところにより、その事業年度の事業報告書、貸借対照表及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

(改善命令)

第二十条 厚生労働大臣は、採血関係業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、採血事業者に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(採血責任者等の設置)

第二十一条 採血事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、採血所（採血を行う場所をいい、採血の用に供する車両を含む。以下同じ。）ごとに、採血の業務を管理する採血責任者を置かななければならない。

- 2 採血事業者は、二以上の採血所を開設したときは、採血責任者の設置、採血責任者に対する採血の指図その他採血の業務を統括管理させるために、採血統括者を置かななければならない。
- 3 採血責任者及び採血統括者が遵守すべき事項については、厚生労働省令で定める。

(採血所の管理等)

第二十二条 採血事業者は、厚生労働省令で定める採血の業務の管理及び構造設備に関する基準に適合した採血所において、採血しなければならない。

- 2 厚生労働大臣は、採血所が前項に掲げる基準に適合しないと認めるときは、採血事業者に対し、その採血の業務の管理若しくは構造設備の改善を命じ、又はそれらの改善を行うまでの間その業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(許可の取り消し等)

第二十三条 厚生労働大臣は、採血事業者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は第十五条の規定による指示に違反したときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(立入検査等)

第二十四条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、採血事業者から必要な報告を徴し、又は当該職員をして採血事業者の事務所、採血所その他の場所に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 当該職員は、前項の規定による立入り、検査又は質問をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(採血者の義務)

第二十五条 血液製剤の原料たる血液又は輸血のための血液を得る目的で、人体から採血しようとする者は、あらかじめ献血者等につき、厚生労働省令で定める方法による健康診断を行わなければならない。

- 2 前項の採血者は、厚生労働省令で定めるところにより貧血者、年少者、妊娠中の者その他の採血が健康上有害であると認められる者から採血してはならない。
- 3 第十二条第一項第二号及び第三号に掲げる物の原料たる血液を得る目的で、人体から採血しようとする者は、献血者等に対し採取した血液の用途その他採血に関し必要な事項について適切な説明を行い、その同意を得ることその他の厚生労働省令で定める措置の実施を確保しなければならない。

第四章 血液製剤の安定供給

(需給計画)

第二十六条 厚生労働大臣は、基本方針に基づき、毎年度、翌年度の血液製剤（用法、効能及び効果について血液製剤と代替性のある医薬品又は再生医療等製品であつて、厚生労働省令で定めるものを含み、厚生労働省令で定める血液製剤を除く。以下この条及び次条において同じ。）の安定供給に関する計画（以下「需給計画」という。）を定めるものとする。

- 2 需給計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 当該年度に必要と見込まれる血液製剤の種類及び量
 - 二 当該年度に国内において製造され、又は輸入されるべき血液製剤の種類及び量の目標
 - 三 当該年度に確保されるべき原料血漿^{しじょう}の量の目標
 - 四 当該年度に原料血漿^{しじょう}から製造されるべき血液製剤の種類及び量の目標
 - 五 その他原料血漿^{しじょう}の有効利用に関する重要事項
- 3 原料血漿^{しじょう}の製造業者及び血液製剤の製造販売業者等（製造販売業者及び製造業者をいう。以下同じ。）は、需給計画の作成に資するため、毎年度、翌年度において供給すると見込まれる原料血漿^{しじょう}の量、製造し又は輸入すると見込まれる血液製剤の量その他厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 4 需給計画の作成に当たっては、原料血漿^{しじょう}は、医療上の必要性が高いと認められる種類の血液製剤の製造に対し、優先的に供給されるよう配慮しなければならない。
- 5 厚生労働大臣は、需給計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、薬事・食品衛生審議会の意見を聴くものとする。
- 6 厚生労働大臣は、需給計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 7 原料血漿^{しじょう}の製造業者及び血液製剤の製造販売業者等は、原料血漿^{しじょう}の供給又は血液製剤の製造若しくは輸入に当たっては、需給計画を尊重しなければならない。

(実績報告等)

第二十七条 原料血漿^{しょうじょう}の製造業者は、厚生労働省令で定めるところにより、原料血漿^{しょうじょう}の供給の実績を厚生労働大臣に報告しなければならない。

- 2 血液製剤の製造販売業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、血液製剤の製造又は輸入の実績を厚生労働大臣に報告しなければならない。
- 3 厚生労働大臣は、前二項の規定により報告された実績が需給計画に照らし著しく適性を欠くと認めるときは、当該報告を行つた原料血漿^{しょうじょう}の製造業者又は血液製剤の製造販売業者等に対し、需給計画を尊重して原料血漿^{しょうじょう}を供給し、又は血液製剤を製造し、若しくは輸入すべきことを勧告することができる。
- 4 厚生労働大臣は、毎年度、需給計画の実施状況について、薬事・食品衛生審議会に報告するものとする。

(原料血漿^{しょうじょう}の製造業者による原料血漿^{しょうじょう}の供給)

第二十八条 原料血漿^{しょうじょう}の製造業者は、血液製剤について医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第一項の承認を受けた製造販売業者、当該製造販売業者から委託を受けた製造業者その他厚生労働省令で定める者以外の者に原料血漿^{しょうじょう}を供給してはならない。

第五章 雑則

(採血事業者の情報提供)

第二十九条 次の各号に掲げる者は、血液製剤による保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するための措置を講ずるために必要と認められる場合には、それぞれ当該各号に定める情報を、血液製剤の製造販売業者に提供しなければならない。

- 一 血液製剤の原料たる血液を採取した採血事業者 当該血液の安全性に関する必要な情報
 - 二 血液製剤の原料たる原料血漿^{しょうじょう}を製造した製造業者 当該原料血漿^{しょうじょう}の安全性に関する必要な情報
 - 三 血液製剤を製造した製造業者 当該血液製剤の安全性に関する必要な情報
- 2 採血事業者は、血液製剤による保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するための措置を講ずるために必要と認められる場合には、その採取した血液の安全性に関する必要な情報を、他の採血事業者に提供しなければならない。

(薬事・食品衛生審議会への報告)

第三十条 厚生労働大臣は、毎年度、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第六十八条の二十四第一項に規定する生物由来製品（血液製剤に限る。）の評価に係る報告について薬事・食品衛生審議会に報告し、必要があると認めるときは、その意見を聴いて、採血事業者に対する指示その他血液製剤の安全性の向上のために必要な措置を講ずるものとする。

(業として行う採血と医業)

第三十一条 業として人体から採血することは、医療及び歯科医療以外の目的で行われる場合であつても、医師法(昭和三十二年法律第二百一号)第十七条に規定する医業に該当するものとする。

(事務の区分)

第三十二条 第二十四条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和三十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第六章 罰則

第三十三条 第十六条の規定に違反した者は、三年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十四条 第十二条又は第十三条第一項の規定に違反した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十五条 第二十二條第二項又は第二十三條の規定による業務停止の処分に違反した者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十六条 第十四条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十七条 第二十条の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十八条 第二十五条第一項の採血者（その者が法人である場合にあつては、その役員）及びその職員並びにこれらの者であつた者が、採血の業務に関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十九条 第二十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者、同条の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者若しくは同条の規定による質問に対して虚偽の答弁をした者又は第十条第三項、第十一条第一項若しくは第五項、第二十六条第三項若しくは第二十七条第一項若しくは第二項の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第三十三条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

1 健康な献血者の確保の推進

【目的】

献血者が、AIDSやウイルス肝炎等の感染症に罹患しないような社会環境の整備を関係機関等の連携の下、促進するとともに、健康な献血者の確保に努め、献血血液へのウイルス等の病原体（以下「病原体」という）が混入する頻度を軽減する。

【主要な方策】

- ・ 献血者に対する健康管理サービスの充実
- ・ 献血制度の仕組みについての普及啓発
- ・ 我が国における血液事業の現状に関する年報の発行
- ・ 少子高齢化への対応（継続的な献血制度の在り方を検討）
- ・ 複数回献血者の確保

2 検査目的献血の防止

【目的】

検査目的献血は、その供血者が感染直後のウインドウ・ピリオドにある場合、病原体を含んだ血液が検査をすり抜けて受血者（患者）の健康被害につながるおそれがある。

したがって、受血者（患者）に健康被害が生じないよう、感染直後のウインドウ・ピリオドにある可能性のある者が、検査目的で献血することを防止する必要がある。

【主要な方策】

- ・ 無料・匿名の検査体制の充実
- ・ 献血手帳のIT化推進
- ・ 献血時の問診を実施する医師の一層の資質向上

3 血液製剤の検査・製造体制等の充実

【目的】

採血時における病原体の混入防止対策を充実するとともに、検査による排除や製造工程における不活性化等の充実により、安全性を確保することに全力をあげる。

【主要な方策】

- ・ 日本赤十字社における8項目の安全対策の確実な実施
- ・ non-エンベロープ・ウイルス等への安全性対策

4 医療現場における適正使用等の推進

【目的】

受血者（患者）にウイルス感染等の健康被害ができるだけ生じないようにするため、輸血によるリスクの存在を医療関係者や患者等が正しく認識し、真に必要な場合にのみ投与することを徹底できるよう、医療機関の体制整備等の充実を図る。

【主要な方策】

- ・ 医療機関における血液製剤の適正使用及び安全管理に必要な体制整備
- ・ 血液製剤の標準的使用量の調査
- ・ 適正使用ガイドラインの見直し（指針の具体化を含む）
- ・ 輸血療法委員会の設置推進及びその具体的活動内容等に関するマネジメント・ガイドラインの策定

5 輸血後感染症対策等の推進

【目的】

万が一、輸血による感染症等が発生した場合、早期に発見し早期治療に結びつけることにより、健康被害の発生を最小限に食い止める。

【主要な方策】

- ・ 感染事故発生時の迅速な情報収集と予防対策
- ・ 輸血前後における感染症マーカー検査の在り方の検討